



Dainichiseika

# 第123期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月26日 (金曜日)  
午前10時 (受付開始：午前9時)

場所 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号  
当社本社ビル9階 彩鳳

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件



招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4116/>



大日精化工業株式会社

株主の皆様へ

# 彩りの、その先へ。

今日の未知は、未来への道

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大日精化グループは、3か年中期経営計画「明日への変革 2027」において、10年後のありたい姿として「機能性マテリアル分野のエクセレントカンパニーになる」ことを掲げ、2年目にあたる2026年3月期においても、「技術力を生かしニッチマーケットで社会に貢献し続ける」「サステナブル社会の実現に向けた課題解決と新たな価値創造に取り組む」というミッションの実現に向け具体的かつ現実的な基本戦略、「技術主導による競争優位性の確保」「事業基盤の強化のための海外事業の拡大」「サステナブル社会の実現に向けたESG重視の経営推進」「HR戦略・DX推進」「資本効率を重視した経営推進（ROE 9%以上、ROA 5%以上）」に取り組んでまいりました。

さらに、中長期の経営目標を達成するために、全社的な事業構造改革として「事業ポートフォリオの見直し」、「国内における生産・販売及び間接業務の効率化、事業所の再編等に関する施策」について検討を進めております。

中東情勢の影響はサプライチェーンを通じて原材料価格の高騰など、影響が出ていますが、大日精化グループとして確実に実行できること、すなわち上記の基本戦略を引き続き、強力で押し進めることにより、当社グループ一丸となって持続的成長を目指してまいります。

是非ともご期待いただきたくお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、これからの大日精化グループに是非ともご期待いただき、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 **高橋 弘二**



人に興味を持つ  
新しいことに興味を持つ  
未来に興味を持つ

人間は面白い。

その面白い人間が作っているのが企業であり、また顧客です。  
全ての経済原則、経営理論は、人の行動原理に基本があります。  
人に興味を持つ。

新しいことはワクワクする。

技術革新や商品開発は顧客や市場を開拓すると同時に、人間も活性化します。  
新しいことに興味を持つ。

未来を考えることは楽しい。

未来は子供たちのものです。  
未来を考えれば、人も企業も自分だけでは生きて行けないことが分かります。  
顧客の発展が無ければ、当社は富んでも長続きしません。  
更に、社会に生かされなければ、人も企業も存続し得ません。  
未来に興味を持つ。

株主各位

証券コード 4116

2026年6月8日

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号

**大日精化工業株式会社**


代表取締役社長 高橋 弘二

## 第123期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

|  |   |
|--|---|
| 【当社ウェブサイト】<br><a href="https://www.daicolor.co.jp/ir/stock/meeting/index.html">https://www.daicolor.co.jp/ir/stock/meeting/index.html</a>                                    |  |
| 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】<br><a href="https://d.sokai.jp/4116/teiji/">https://d.sokai.jp/4116/teiji/</a>   |  |
| 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】<br><a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a> |  |

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「大日精化工業」又は「コード」に当社証券コード「4116」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年6月25日(木)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

|             |   |
|-------------|---|
| <b>日時</b>   | 2026年6月26日（金）午前10時（受付開始：午前9時）   |
| <b>場所</b>   | 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号 当社本社ビル9階 彩鳳   |
| <b>報告事項</b> | 1. 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、<br>連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| <b>目的事項</b> | <b>決議事項</b><br>第1号議案 剰余金の処分の件<br>第2号議案 定款一部変更の件<br>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件<br>第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件      |

（招集にあたっての注意事項）

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
2. 書面による議決権行使をされる場合、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。
3. インターネット等による議決権行使をされる場合、7頁及び8頁記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、前頁の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
4. 書面とインターネット等により重複して議決権が行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
5. インターネット等による議決権行使において、複数回議決権行使された場合は、最後の行使を有効といたします。
6. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
7. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
  - ・事業報告：業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針
  - ・連結計算書類：連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - ・計算書類：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
  - ・監査報告：連結計算書類に係る会計監査人の監査報告、会計監査人の監査報告
 なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
8. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨及び修正前並びに修正後の事項を掲載いたします。
9. 本株主総会で使用する資料の一部を、2026年6月29日（月）午前10時より配信予定です。当社ウェブサイト（<https://www.daicolor.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>）よりアクセスのうえ、是非ご活用ください。
10. ご来場にあたり、車椅子のお手伝い、席やお手洗いへの誘導等が必要な株主様は、事前にご連絡（03-3662-7111）いただきますようお願い申し上げます。

以上

## 事前質問の受付についてのご案内

株主の皆様からの第123期定時株主総会への事前のご質問を、当社ウェブサイトで承っております。

- ・受付期間：2026年6月8日（月）午前9時から6月19日（金）午後5時30分まで
- ・事前質問受付URL：<https://www.daicolor.co.jp/inquiry/agm/>



### 〈注意事項〉

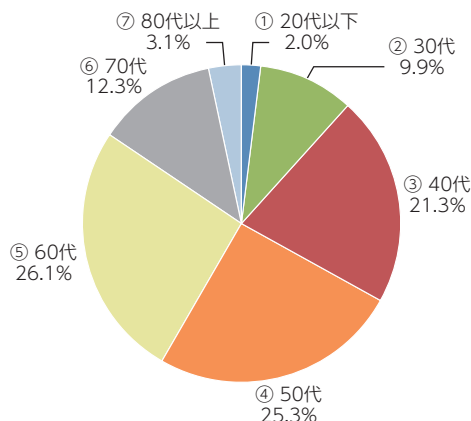
- ・株主様ご本人のみ、また、株主総会の目的事項に関わる内容に限り、2問までご質問いただけます。
- ・株主名簿と照合を行うため、株主名、株主番号を忘れずにご入力ください。
- ・頂戴したご質問全てに必ず回答することをお約束するものではありません。
- ・回答に至らなかったご質問への個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・頂戴したご質問のうち株主様のご関心が高いと思われる事項への回答は、本株主総会終了後に、当社ウェブサイトへ掲載する予定です。

## 株主アンケート結果のご報告

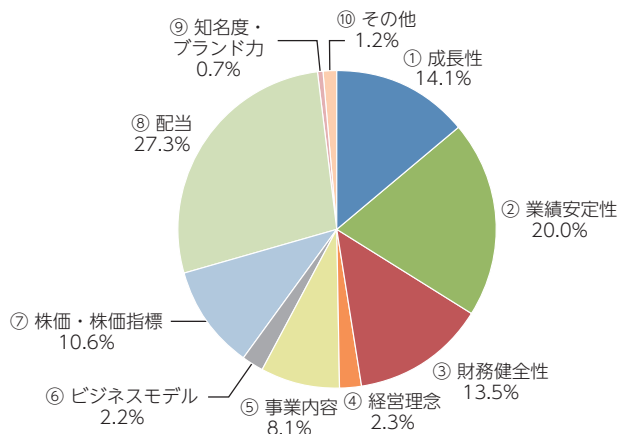
当社は2025年12月に、「株主アンケート」を実施いたしました。期間中、851名という大変多くの株主様からご回答をいただき、当社への貴重なご意見を多数頂戴いたしました。厚く御礼申し上げます。

今回の株主アンケート結果の一部を掲載させていただきます。その他、お寄せいただいたご意見・ご要望については、真摯に受け止め、今後の参考とさせていただきます。

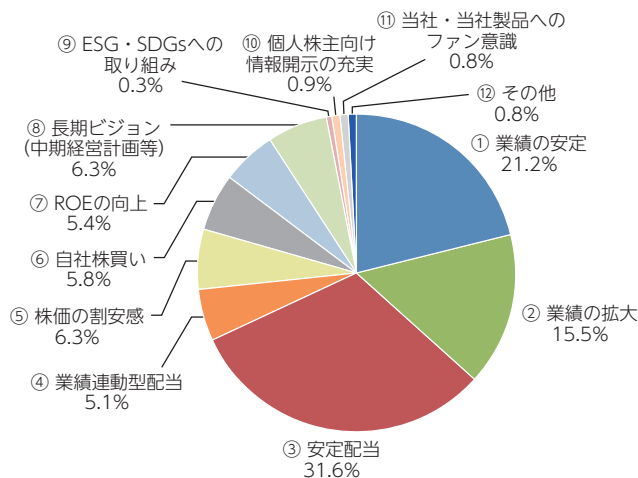
年齢



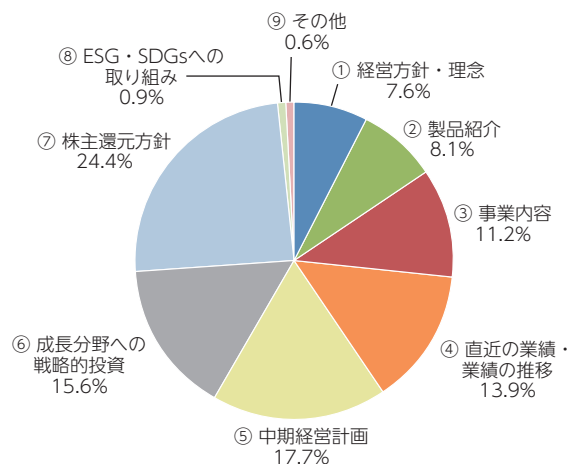
当社株式取得時に重視されたこと



当社株式の長期保有を検討いただくにあたり重視されること



今後、当社から特に強化・充実してほしい情報



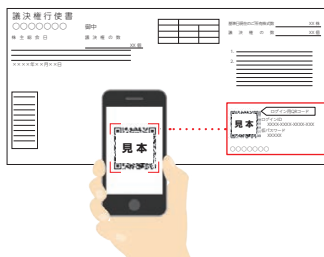


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

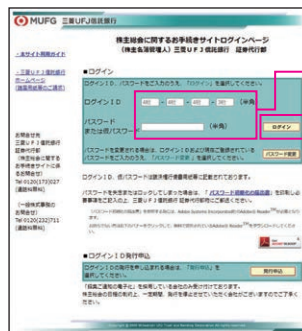
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

### 【機関投資家の皆さまへ】

上記のインターネット等による議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

2026年3月期の期末配当金としては、当社が2024年4月より取り組んでおります3か年中期経営計画「明日への変革 2027」（以下、「本中期経営計画」という。）にてお示ししております本中期経営計画期間中の株主還元方針（2025年5月15日開催の取締役会において一部内容を変更しております。）を踏まえ、「普通配当金」と「特別配当金」につき、以下のとおりといたしたく存じます。

<株主還元方針>

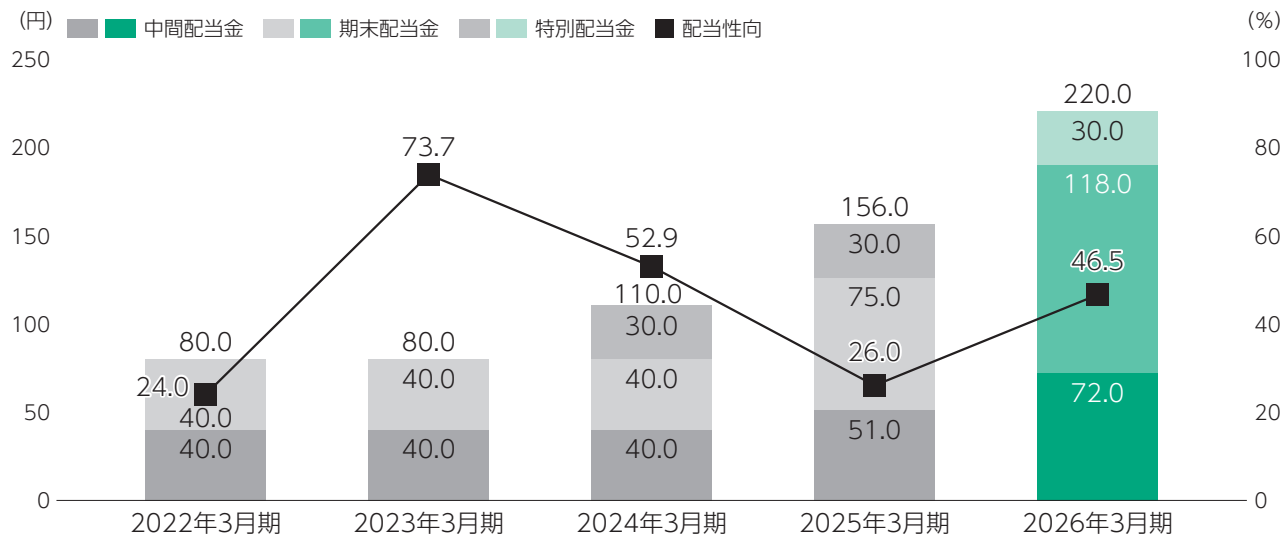
1. 本中期経営計画期間中（3か年）平均の総還元性向50%以上
2. 配当性向40%以上（特別配当を除く）、ただし1株当たり年間配当金の下限は100円
3. 2に加えて特別配当30円を2024年3月期から4年間毎年実施  
（当社旧川口製造事業所譲渡益を原資としたもの）
4. 自己株式の取得を機動的に実施

（注）当社は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行い、株主還元方針を再変更しておりますが、2026年3月期の期末配当につきましては、配当基準日が2026年3月31日となりますので、当該株式分割前の株式数及び株主還元方針を基準として配当を実施いたします。

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 配当財産の種類                    | 金銭   |
| 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金133円（うち普通配当金118円、特別配当金15円）<br>総額2,269,706,180円 |
| 剰余金の配当が効力を生じる日             | 2026年6月29日   |

※中間配当金として当社普通株式1株につき金87円（うち普通配当金72円、特別配当金15円）をお支払いしておりますので、年間配当金は当社普通株式1株につき金220円（うち普通配当金190円、特別配当金30円）となります。

### （ご参考）1株当たりの配当金及び配当性向の推移



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

株主総会及び取締役会の運営について、柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第14条及び第23条を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>において<u>あらかじめ定めた順位</u>に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>   | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会</u>において<u>定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>当該取締役</u>に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会</u>において<u>定めた順位</u>に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>  |
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>において<u>あらかじめ定めた順位</u>に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し会日の1週間前までに発するものとする</u>。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会</u>において<u>定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会</u>において<u>定めた順位</u>に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し会日の1週間前までに発するものとする</u>。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了となります。

つきましては、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名」の選任をお願いするものであり、その候補者は、次のとおりです。

候補者の選任にあたっては、委員長を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とし、かつ委員の過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成する指名・報酬等委員会での諮問・答申を踏まえて、取締役会で決議しております。

なお、本議案に関し、当社の監査等委員会からは、指名・報酬等委員会における審議内容及び諮問・答申結果を踏まえて協議を行い、本株主総会において陳述すべき特段の意見は無い旨の意見表明を受けております。

| 候補者番号 | 氏名   | 年齢<br>性別   | 属性             | 現在の当社における地位・担当                             | 取締役会への<br>出席状況   | 指名・報酬等<br>委員会への<br>出席状況 |
|-------|--|------------|----------------|--|------------------|-------------------------|
| 1     |  たかはし こうじ<br><b>高橋 弘二</b>   | 満65歳<br>男性 | 再任             | 代表取締役社長<br>最高情報セキュリティ責任者<br>指名・報酬等委員会 委員   | 100%<br>(13/13回) | 100%<br>(5/5回)          |
| 2     |  あおば まさひこ<br><b>青葉 匡彦</b>   | 満62歳<br>男性 | 再任             | 代表取締役常務<br>生産機構総括、HR戦略機構総括<br>指名・報酬等委員会 委員 | 100%<br>(13/13回) | 100%<br>(4/4回)          |
| 3     |  たけだ おさむ<br><b>竹田 治</b>     | 満67歳<br>男性 | 再任             | 専務取締役<br>事業機構総括                            | 100%<br>(13/13回) | —                       |
| 4     |  なかやま たかし<br><b>中山 高志</b>   | 満49歳<br>男性 | 新任             | 執行役員                                       | —                | —                       |
| 5     |  なかがわ よしあき<br><b>中川 義章</b> | 満71歳<br>男性 | 再任<br>社外<br>独立 | 社外取締役<br>指名・報酬等委員会 委員長                     | 100%<br>(13/13回) | 100%<br>(5/5回)          |
| 6     |  ながはま あきこ<br><b>長濱 晶子</b> | 満49歳<br>女性 | 再任<br>社外<br>独立 | 社外取締役<br>指名・報酬等委員会 委員                      | 92%<br>(12/13回)  | 100%<br>(5/5回)          |
| 7     |  なかの ぎよふみ<br><b>中野 淳文</b> | 満69歳<br>男性 | 再任<br>社外<br>独立 | 社外取締役<br>指名・報酬等委員会 委員                      | 100%<br>(10/10回) | 100%<br>(4/4回)          |

**再任** 再任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者  
**社外** 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

**新任** 新任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者  
**独立** 独立役員候補者

1

たか はし こう じ  
高橋 弘二

1961年4月30日生(満65歳)/男性

再任

## 略歴、地位、担当

|         |              |          |                      |
|---------|--------------|----------|----------------------|
| 1993年7月 | 当社入社         | 2019年4月  | 当社業務推進室担当            |
| 1998年6月 | 当社取締役        |          | 当社環境安全統括室担当          |
| 2000年6月 | 当社専務取締役      |          | 当社品質化学品統括室担当         |
| 2009年7月 | 当社取締役副社長     | 2020年6月  | 当社CSR・リスク管理推進本部      |
| 2011年6月 | 当社代表取締役社長(現) |          | (現 CSR・ESG推進本部)担当(現) |
| 2014年6月 | 当社社長室担当(現)   |          | 当社最高情報セキュリティ責任者(現)   |
|         | 当社秘書室担当      |          |                      |
|         | 当社内部監査室担当(現) |          |                      |
|         | 当社生産企画室担当    |          |                      |
| 2018年4月 | 当社特定事業企画室担当  | 2024年10月 | 当社経営企画本部担当(現)        |



## 選任理由

2011年に当社社長に就任して以来、社業全般に係る業務に携わることで、豊富な実務経験を積み業務全般について熟知しております。

企業経営や事業戦略に関し強いリーダーシップを発揮できる人物であり、その経験や知見、人望により取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することが十分に期待できます。

また、当社が現在取り組んでいる事業構造改革について、同氏が先頭に立って改革の実行を適切に監督することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

## 取締役在任期間

28年

## 所有する当社の株式数

433,707株

## 取締役会への出席状況

100%(13/13回)

## 指名・報酬等委員会への出席状況

100%(5/5回)

## 2 あおばまさひこ 青葉 匡彦

1963年9月5日生(満62歳)/男性

再任

### 略歴、地位、担当

|         |                |         |                |
|---------|----------------|---------|----------------|
| 1988年4月 | 当社入社           | 2021年6月 | 当社取締役          |
| 2019年4月 | 当社執行役員         |         | 当社生産機構総括(現)    |
| 2020年6月 | 当社常務執行役員       |         | 当社生産機構         |
|         | 当社生産機構担当       |         | 当社川口、佐倉製造事業所   |
|         | 当社生産推進本部担当     |         | 担当             |
|         | 当社各製造事業所担当     |         | 当社東京、大阪、東海、    |
|         | 当社施設・設備本部担当(現) |         | 坂東製造事業所担当(現)   |
|         |                | 2023年6月 | 当社常務取締役        |
|         |                | 2024年6月 | 当社代表取締役常務(現)   |
|         |                |         | 当社HR戦略機構総括(現)  |
|         |                |         | 当社総務・人事本部担当(現) |



### 選任理由

顔料開発の技術者、顔料の海外製造拠点への赴任の経験を踏まえ、当社の主力工場である東海製造事業所（静岡県磐田市）、東京製造事業所（東京都足立区）、坂東製造事業所（茨城県坂東市）の事業所長を歴任して積み上げた豊富な業務経験により、生産活動に関連する業務に精通しており、またそれらを通じて培われた人財配置、人財開発のスキルに優れております。

生産機構総括及びHR戦略機構総括としての委嘱を踏まえ、その経験や知見、人望により取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性をさらに強化することが十分に期待できます。

また、当社が現在取り組んでいる事業構造改革について、同氏が「生産」と「ヒト」の両面から改革の実行を適切に監督することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

### 取締役在任期間

5年

### 所有する当社の株式数

6,319株

### 取締役会への出席状況

100%(13/13回)

### 指名・報酬等委員会への出席状況

100%(4/4回)

# 3 たけだ おさむ 竹田 治

1958年11月19日生(満67歳)/男性

再任

## 略歴、地位、担当

|          |                        |          |                        |
|----------|------------------------|----------|------------------------|
| 1981年 4月 | 当社入社                   | 2022年 6月 | 当社専務執行役員               |
| 2016年 4月 | 当社執行役員                 | 2023年 6月 | 当社常務取締役                |
| 2020年 6月 | 当社常務執行役員               |          | 当社事業機構総括(現)            |
|          | 当社事業機構担当               |          | 当社事業機構                 |
|          | 当社合樹・着材第2事業部<br>担当     |          | 当社顔料事業部担当(現)           |
|          | 当社コート材事業部担当(現)         |          | 当社新規事業開発本部担当<br>(現)    |
|          | 当社ファインポリマー事業<br>部担当(現) |          | 当社オフセットインキ事業<br>部担当(現) |
| 2021年 6月 | 当社グラビアインキ事業部<br>担当(現)  | 2024年 6月 | 当社専務取締役(現)             |

## 重要な兼職の状況

フタバパイント(株) 取締役

## 選任理由

複数の事業部長を歴任して積み上げた豊富な業務経験により、全ての事業領域の事業戦略、業務執行を牽引することで、3か年中期経営計画「明日への変革 2027」における2年目の営業利益目標を、初年度に続いて達成しております。

事業機構総括としての委嘱を踏まえ、その経験や知見、人望により取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性をさらに強化することが十分に期待できます。

また、当社が現在取り組んでいる事業構造改革について、同氏が事業トップの面から改革の実行を適切に監督することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間

3年

所有する当社の株式数

5,983株

取締役会への出席状況

100%(13/13回)

## 4 なか やま たか し 中山 高志

1976年12月5日生(満49歳)/男性

新任

### 略歴、地位、担当

2002年4月 花王株式会社入社  
2020年2月 楽天株式会社  
(現 楽天グループ株式会社)  
入社  
2021年10月 Rakuten TV Europe,  
S.L.U. 取締役  
2024年1月 当社入社  
2025年4月 当社執行役員(現)

### 選任理由

化学メーカーにおける研究開発及び経営戦略の実務経験に加え、IT業界における事業分析や海外子会社の取締役としての豊富な経験を有しております。

2024年に当社へ入社して以降、経営企画本部 部長の委嘱を踏まえ、経営会議の議長を務めるとともに、事業ポートフォリオの見直しを始めとした各種改革を推進しております。加えて、社長室 室長としての委嘱を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの強化や取締役会の運営を強力に牽引してきたことから、その経験や知見、人望により取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性をさらに強化することが十分に期待できます。

また、当社が現在取り組んでいる事業構造改革について、同氏が経営企画とガバナンスの両面から改革の実行を適切に監督することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠であると判断し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

600株

5

なか がわ よし あき  
中川 義章

1955年2月2日生(満71歳)/男性

再任 社外 独立

**略歴、地位、担当**

|          |                        |          |                                    |
|----------|------------------------|----------|------------------------------------|
| 1978年4月  | 防衛庁(現 防衛省)<br>陸上自衛隊入隊  | 2009年12月 | 第1師団長(練馬)                          |
| 2000年12月 | 自衛隊帯広地方連絡部長            | 2011年4月  | 陸上自衛隊研究本部長                         |
| 2002年3月  | 陸上幕僚監部人事<br>部 援護業務課長   | 2013年8月  | 陸上自衛隊退職                            |
| 2004年3月  | 北部方面総監部幕僚副長<br>(札幌)    | 2013年11月 | 株式会社小松製作所 顧問                       |
| 2006年3月  | 統合幕僚監部報道官              | 2020年4月  | 株式会社電巧社 顧問                         |
| 2007年7月  | 中部方面総監部幕僚長<br>兼伊丹駐屯地司令 | 2021年6月  | 当社社外取締役(現)                         |
|          |                        | 2025年9月  | 一般社団法人日本<br>アクティブドローン協会<br>代表理事(現) |

**重要な兼職の状況**

(社) 日本アクティブドローン協会 代表理事

**選任理由及び期待される役割の概要**

陸上自衛隊の将官として数年にわたり組織運営・管理に従事したことと合わせ、その経験を活かして事業会社の顧問を務められたことによる豊富な経験と幅広い見識は、広範かつ高度な視点から、組織運営やコーポレート・ガバナンス等当社グループの企業活動に有益なアドバイスが期待できる人財と判断し、引き続き社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

また、当社グループと同氏が顧問を務められていた株式会社小松製作所及び株式会社電巧社並びに代表理事を務めている一般社団法人 日本アクティブドローン協会との間には、特段の取引はありません。

同氏が選任された場合には、主に、取締役・執行役員・CxOの指名や報酬等の決定に関する手続きの公平性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員として、独立的、客観的な立場で関与していただく予定です。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として求められている職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

**取締役在任期間**

5年

**所有する当社の株式数**

0株

**取締役会への出席状況**

100%(13/13回)

**指名・報酬等委員会への出席状況**

100%(5/5回)

## 6 なが はま あき こ 長濱 晶子

1976年9月30日生(満49歳)/女性

再任 社外 独立

### 略歴、地位、担当

- 2005年11月 司法試験合格
- 2007年12月 司法研修所修了 弁護士登録
- 2007年12月 YNM法律事務所  
(現 長濱・水野・井上法律事務所)入所(現)
- 2021年6月 当社社外取締役(現)
- 2022年6月 能美防災株式会社 社外監査役
- 2024年6月 同社 社外取締役 監査等委員(現)

### 重要な兼職の状況

能美防災(株) 社外取締役 監査等委員

### 選任理由及び期待される役割の概要

弁護士としての専門的な知識・経験を有し、特にコンプライアンス・企業法務全般に精通していることから、当社グループのリーガル・リスク・マネジメントやコーポレート・ガバナンスの強化に資することが期待できる人財と判断し、引き続き社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)として選任をお願いするものであります。

また、当社グループは同氏の所属する長濱・水野・井上法律事務所に法務アドバイスを求めることがあります。直近事業年度における取引金額は1百万円以下であり、当社グループの連結売上高及び同社の売上高の1%未満であります。

また、当社グループと同氏が社外取締役 監査等委員を務めている能美防災株式会社との間には特段の取引はありません。

同氏が選任された場合には、主に、取締役・執行役員・CxOの指名や報酬等の決定に関する手続きの公平性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員として、独立的、客観的な立場で関与していただく予定です。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として求められている職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。



#### 取締役在任期間

5年

#### 所有する当社の株式数

0株

#### 取締役会への出席状況

92%(12/13回)

#### 指名・報酬等委員会への出席状況

100%(5/5回)

7

なかのきよふみ  
中野 淳文

1957年3月31日生(満69歳)/男性

再任 社外 独立

## 略歴、地位、担当

|           |   |          |   |
|-----------|---|----------|---|
| 1981年 8月  | シティバンク・エヌ・エイ<br>大阪支店(現 シティバンク・<br>エヌ・エイ東京支店)入行              | 2012年 6月 | 第一化成株式会社<br>(現 同社) 取締役社長室長                  |
| 1992年 11月 | バンカース・トラスト銀行<br>(現 ドイツ銀行)入行                                 | 2014年 6月 | 第一化成株式会社<br>(現 同社) 代表取締役社長                  |
| 1998年 11月 | UBSウォーバーグ証券会社<br>(現 UBS証券会社)入社                              | 2018年 3月 | 同社 取締役会長                                    |
| 2002年 6月  | 第一化成株式会社<br>(現 ウルトラファブリック<br>ス・ホールディングス株式<br>会社、以下「同社」) 監査役 | 2022年 3月 | 同社 シニア・アドバイザー                               |
| 2003年 2月  | 有限会社RSC 取締役(現)  | 2023年 3月 | GVCアセットマネジメント<br>株式会社 社外取締役(現)              |
| 2007年 7月  | リバーサイド・カンパニー<br>代表取締役                                       | 2024年 6月 | 株式会社日本M&Aセンター<br>ホールディングス<br>補欠 社外取締役 監査等委員 |
|           |   | 2025年 1月 | 株式会社日本M&Aセンター<br>ホールディングス<br>社外取締役 監査等委員    |
|           |   | 2025年 6月 | 当社社外取締役(現)                                  |

## 重要な兼職の状況

(有)RSC 取締役、GVCアセットマネジメント(株) 社外取締役

## 選任理由及び期待される役割の概要

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社の代表取締役社長等を歴任しておられます。同氏の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人財と判断し、引き続き社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

なお、当社グループは同社との間で取引がありますが、直近事業年度における当社グループの連結売上高の1%未満であります。

また、当社グループと同氏が取締役を務めている有限会社RSC、社外取締役を務めているGVCアセットマネジメント株式会社との間には特段の取引はありません。

同氏が選任された場合には、主に、取締役・執行役員・CxOの指名や報酬等の決定に関する手続きの公平性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員として、独立的、客観的な立場で関与していただく予定です。



## 取締役在任期間

1年

## 所有する当社の株式数

2,000株

## 取締役会への出席状況

100%(10/10回)

## 指名・報酬等委員会への出席状況

100%(4/4回)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中川 義章氏、長濱 晶子氏及び中野 淳文氏は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
3. 当社は、中川 義章氏、長濱 晶子氏及び中野 淳文氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 責任限定契約について  
当社は、中川 義章氏、長濱 晶子氏及び中野 淳文氏との間で、当社定款第30条第2項に基づき、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。各氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について  
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。  
本株主総会の本議案において、高橋 弘二氏、青葉 匡彦氏、竹田 治氏、中山 高志氏、中川 義章氏、長濱 晶子氏及び中野 淳文氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。各候補者の「所有する当社の株式数」については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

## 〈ご参考〉 取締役選任基準

### I. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）

|                      |   |
|----------------------|---|
| 手順                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 取締役社長が、下記の取締役選任基準に該当する者から候補者を選任する。候補者の選任に当たり取締役社長が、指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得て決定する。</li> <li>② 取締役社長が、候補者の取締役選任を株主総会の付議議案として取締役会に上程し、株主総会決議において候補者が取締役に選任される。</li> </ul>   |
| 取締役選任基準<br>（社内、社外共通） | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 取締役としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと</li> <li>② 取締役としての職務執行に高いバイタリティを有していること</li> <li>③ 高い人望、品格、倫理観を有していること</li> <li>④ 高い経営的知識を有し、客観的判断能力、先見性等に優れていること</li> <li>⑤ その他、コーポレート・ガバナンス構築の観点から取締役に求められる資質を有していること</li> </ul> |
| 社内取締役選任基準            | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務に関する高い知識、能力、ノウハウ、経験、実績を有し、自己の経験分野のみならず、当社業務全般を俯瞰し、バランスよく意思決定できること</li> </ul>   |
| 社外取締役選任基準            | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出身の各分野において高い見識を有していること</li> <li>② 独立した立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること</li> <li>③ 社外取締役の独立性確保のための基準を満たしていること(原則4－9参照)</li> </ul>   |

### II. 監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）

|                        |  |
|------------------------|--|
| 手順                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 取締役社長が、下記の基準に該当する者を候補者として監査等委員会に提案する。候補者の選任に当たり取締役社長が、指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得て決定する。</li> <li>② 監査等委員会の同意を得る。</li> <li>③ 株主総会議案として取締役会で決議。</li> <li>④ 株主総会議案として提出。</li> <li>⑤ 株主総会にて決定</li> </ul>   |
| 監査等委員選任基準<br>（社内、社外共通） | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 監査等委員としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと</li> <li>② 監査等委員としての職務執行に高いバイタリティを有していることと同時に、監査・監督の品質向上に向けて自己研鑽に努めることができること</li> <li>③ 高い人望、品格、倫理観を有していること</li> <li>④ 財務・会計に関する高い知見を有し、経営的知識、客観的判断能力等に優れていること</li> <li>⑤ その他、コーポレート・ガバナンス構築の観点から取締役に求められる資質を有していること</li> </ul> |
| 社外監査等委員選任基準            | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出身の各分野において高い見識を有していること</li> <li>② 独立した立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること</li> <li>③ 社外取締役の独立性確保のための基準を満たしていること（原則4－9参照）</li> </ul>  |

## 〈ご参考〉 独立社外役員独立性判断基準

以下のいずれにも該当しない者

1. 大日精化工業株式会社（以下「大日精化」という。）の主要な取引先（※）又は大日精化を主要な取引先とする者の業務執行者（役員、部長クラス、以下同じ。）  
※主要な取引先とは、次の①、②のいずれかに該当する取引先をいう。
  - ① 自社の年間連結売上高に占めるその取引先への売上高が2%超であること。
  - ② その取引先との取引内容が、自社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供であること。
2. 大日精化から役員報酬以外の多額（年間1,000万円以上）の報酬を受けるコンサルタント、弁護士、公認会計士（その報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する弁護士、公認会計士）
3. 上記1又は2に最近において（※）該当していた者  
※「最近において」とは、その独立役員を社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された日から現在までの期間をいう。
4. 以下の者の近親者（配偶者又は二親等内若しくは同居の親族）
  - a. 上記1から3の者
  - b. 子会社の業務執行者（監査等委員である社外取締役については、子会社の業務執行者でない取締役を含む。）
  - c. 最近においてその会社又は子会社の業務執行者（監査等委員である社外取締役については、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
5. 上記1から4のほか、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

## 〈ご参考〉 取締役のスキル・マトリックス

第3号議案が承認・可決された場合の、当社取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

| 地位氏名                      | 知識・経験・スキル、期待する分野          |                      |                  |               |                    |                 |        |                                 |       |             |
|---------------------------|---------------------------|----------------------|------------------|---------------|--------------------|-----------------|--------|---------------------------------|-------|-------------|
|                           | 企業経営/<br>事業戦略/<br>リーダーシップ | CSR・ESG・<br>コンプライアンス | 財務・<br>会計・<br>税務 | IT・<br>情報システム | 人事・<br>労務、<br>人財開発 | 技術開発・<br>技術開発管理 | SCM/物流 | 業界・<br>業界動向/<br>マーケティング<br>新規事業 | 供給、製造 | 国際性、<br>多様性 |
| 代表取締役<br>高橋 弘二            | ●                         | ●                    | ●                | ●             |                    |                 |        |                                 |       | ●           |
| 代表取締役<br>青葉 匡彦            | ●                         | ●                    |                  |               | ●                  | ●               | ●      |                                 | ●     | ●           |
| 取締役<br>竹田 治               | ●                         | ●                    |                  |               |                    |                 | ●      | ●                               | ●     | ●           |
| 取締役<br>中山 高志              | ●                         | ●                    | ●                |               |                    | ●               |        | ●                               |       | ●           |
| 社外取締役<br>中川 義章            | ●                         | ●                    |                  |               | ●                  | ●               |        |                                 |       | ●           |
| 社外取締役<br>長濱 晶子            |                           | ●                    |                  |               | ●                  |                 |        |                                 |       | ●           |
| 社外取締役<br>中野 淳文            | ●                         | ●                    | ●                |               | ●                  |                 |        | ●                               | ●     | ●           |
| 取締役<br>常勤監査等委員<br>村田 修一   |                           | ●                    | ●                |               |                    |                 |        |                                 |       | ●           |
| 社外取締役<br>監査等委員<br>若林 市郎   | ●                         | ●                    | ●                |               | ●                  |                 |        | ●                               | ●     | ●           |
| 社外取締役<br>監査等委員<br>五十里 秀一郎 |                           | ●                    | ●                |               | ●                  |                 |        |                                 |       | ●           |

## 〈ご参考〉 各スキルの内容・選定理由

当社グループは、社会的課題及び経営課題を鑑み、取締役会がステークホルダーから期待されるスキルは、取締役会の構成、バランス等の観点も踏まえ、下記のとおりと認識しております。

| スキル名                    | 内容  |
|-------------------------|---|
| 企業経営/事業戦略/<br>リーダーシップ   | 持続的な企業価値の向上のためには、企業経営におけるリスクと機会を適時に判断し実行に移すことが重要であり、適切な意思決定のための豊富な経験及び知識に基づく課題解決力と、意思を確実に組織の行動に変える統率力を必要な項目として選定しています。  |
| CSR・ESG・<br>コンプライアンス    | 非財務情報が企業価値の向上を構成する重要な要素と認識し、持続可能な社会の実現に向けた行動計画の立案、及びその結果の信憑性の確保は、強固な内部統制システムに立脚するものと考え、取締役及び役付執行役員に必要な項目として選定しております。  |
| 財務・会計・税務                | 適時かつ適切な財務情報の提供及び財務情報の信憑性の確保を基盤とし、正確かつ適切な財務情報の分析は事業戦略及び財務戦略の構築に重要な役割を担います。また、税務に関するスキルは税務コンプライアンスのリスク対応として、必要な項目として選定しています。  |
| IT・情報システム               | 事業戦略の策定には高度なデータ分析が求められ、情報の正確性と鮮度が要求されます。併せて、情報処理の正確性と情報資産の安全性が重要と考えております。今後、業務効率の改善にDXを推進するうえで、重要な項目として選定しています。   |
| 人事・労務、人財開発              | 当社グループは「人財」を最も重要な経営資源と考え、従業員一人ひとりのスキル向上と、イノベーションが湧き上がる活力に満ちた企業風土の醸成が必要不可欠であるとの認識に立ち、中期経営計画「明日への変革2027」の基本戦略の1つとして「HR戦略」を掲げ、人事戦略・労務対策、人財開発に関するスキルを必要な項目として選定しています。 |
| 技術開発・技術開発管理             | 当社グループのコア技術及び新たな技術をマッチングし、継続発展市場、新規発展市場に定めた領域でイノベーションを起こすために必要な、情報収集力、技術的センス、常識にとらわれない現状打破力、顧客ニーズの変化を捉える市場予測力を必要な項目として選定しています。                                    |
| SCM/物流                  | 原材料の選定・調達から製造・販売、納品までのサプライチェーンにおける化学物質の安全管理、及び原材料の最適調達、輸送の合理化は重要な課題と認識し、必要な項目として選定しています。  |
| 業界・業界動向/<br>マーケティング新規事業 | 新たな事業領域の開拓を含めてターゲット市場における当社グループの立ち位置（ポジション）を的確に把握し、当社グループの強みを集中して投入すべき領域を選定することは、収益に直結する重要な課題と認識し、必要な項目として選定しています。  |
| 供給、製造                   | モノづくり企業の供給責任として、製品の安全性、品質の安定性、継続性等を果たしながら、環境への配慮、製造工程の安全性、作業の効率性、収益力の維持・管理することが、継続的な企業価値向上のための必要不可欠な条件であるとの認識から、必要な項目として選定しています。                                  |
| 国際性、多様性                 | 海外市場への事業展開をバランスよく進展させるための情報収集能力に加え、マネジメントやコンプライアンス対応等のためには現地の文化、法律、商習慣、生活習慣、流行に関する十分な知識・経験・理解が求められることから、国際性、多様性に関するスキルを必要な項目として選定しています。                           |

## 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2008年4月22日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、同年6月27日開催の当社第105期定時株主総会においてご承認をいただき、その後、直近では2023年6月29日開催の当社第120期定時株主総会において、その継続につきご承認をいただいておりますが、（現在の対応策を以下「現プラン」といいます。）その有効期限は、2026年6月26日開催の第123期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プランの有効期限の満了を迎えるにあたり、現プラン導入後の社会・経済情勢の変化、いわゆる買収への対応方針をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、2026年4月15日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしました。

つきましては、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの継続に伴い、近時の買収への対応方針に関する実務動向等を踏まえ、軽微な修正、整理等を行っておりますが、基本的な内容に変更はございません。

### I. 承認の対象となる本プランの内容

#### 1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして現プランを継続したものであります。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の方針を含めた対応策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

本プランのフロー概要につきましては、別紙1をご参照ください。

#### 2. 本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

※注1：特定株主グループとは、

① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

又は、

② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

※注2：議決権割合とは、

① 特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

又は、

② 特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

※注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役又は社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員の略歴につきましては、別紙3をご参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を速やかに公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

※注4：社外有識者とは、

実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

##### (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法定拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

##### (2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記4. (1) (a) ~ (f) までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について提出を要請する旨のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に日本語による書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。

その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- (c) 大規模買付行為の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を設けたうえで、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

### (3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。

さらに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等、株主の皆様のご理解を求めことに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の

(a) から (i) のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記 (1) で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

(a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

(b) 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている判断される場合

(c) 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買収を行っている判断される場合

(d) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等高額資産につき売却等の処分をさせ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売抜けをする目的で当社株式の買収を行っている判断される場合

- (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付けを行うことをいいます。）等、株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- (g) 大規模買付者による買付後の当社の経営方針等が不十分又は不適切であるため、当社又は当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (h) 大規模買付者による当社の支配権獲得により、当社はもとより、当社グループ会社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係が破壊されることとなり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (i) 大規模買付者の経営陣又は主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

### (3) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記（１）又は（２）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとしします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙４に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を公表いたします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に公表いたします。

#### (4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4. (1)に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

#### (5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会が具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、又は無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、又は新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしがたい、当該決定について適時・適切に開示いたします。

### 6. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は2029年3月31日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合等、株主の皆様にも不利益が及ばない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正又は変更する場合があります。

## II. 補足説明

本プランの内容は、上記 I. に記載のとおりですが、①株主の皆様にも与える影響等、並びに②本プランの合理性についてはそれぞれ以下のとおりです。

株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

### 1. 本プランが株主の皆様にも与える影響等

#### (1) 大規模買付ルールが株主の皆様にも与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断いただくことが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切にご判断いただくうえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記 I. 5 に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主の皆様にも与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらす等当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等にしがって適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 2. 本プランの合理性（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

### (1) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）及び経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）、を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、上記Ⅰ. 1「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において株主の皆様が本プランへの継続についてお語りする予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

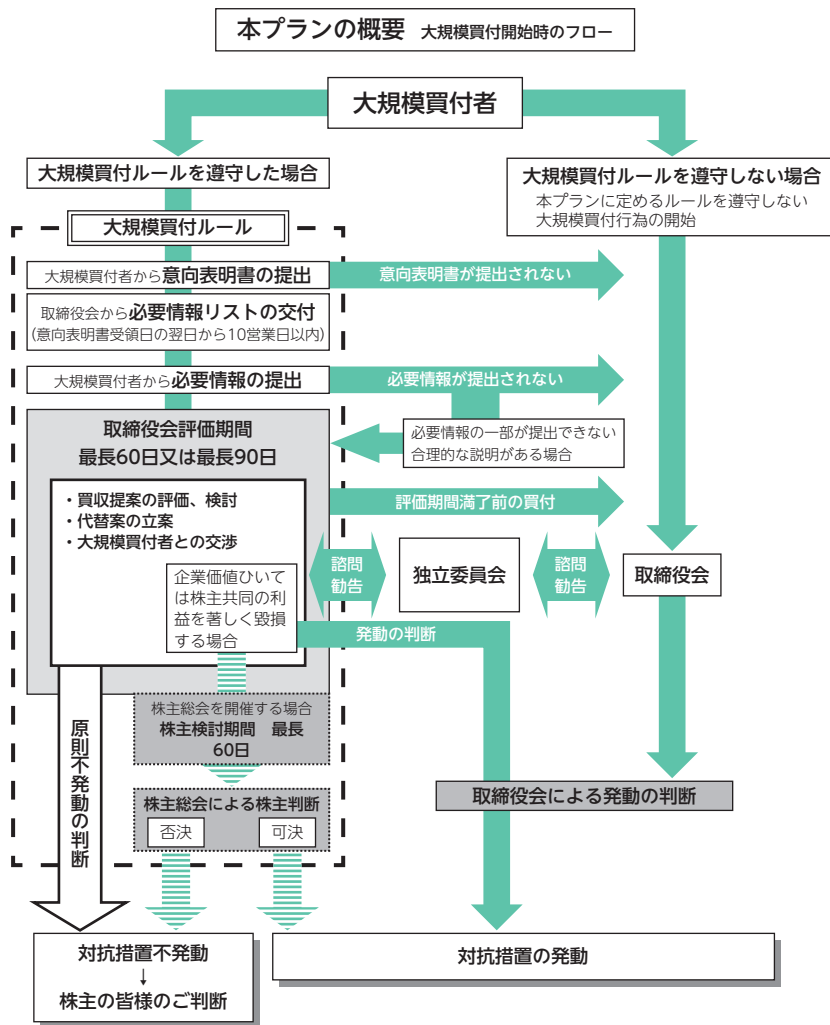
本プランにおける対抗措置の発動は、上記 I. 5 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

また、同委員会の勧告の概要は公表いたします。

(5) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の対応策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応策）ではありません。また、当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年です。監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）ではございません。なお、当社では取締役（監査等委員である取締役を除く。）解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以上

## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断等、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以上

## 独立委員会委員の略歴

(別紙3)

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

|   | 氏名      | 略歴   |
|---|---------|--|
| 1 | 若林 市郎   | 1981年4月 長瀬産業(株)入社<br>2008年4月 同社工業材料事業部長<br>2010年4月 同社執行役員 工業材料事業部長<br>2015年6月 同社取締役 兼 執行役員<br>2018年4月 同社取締役 兼 常務執行役員<br>2019年4月 同社代表取締役 兼 常務執行役員<br>2021年6月 同社顧問<br>2022年6月 同社顧問退任<br>2023年6月 積水化成工業(株) 社外取締役(現)、当社社外監査役就任<br>2025年6月 当社社外取締役 監査等委員就任(現)   |
| 2 | 五十里 秀一郎 | 1978年4月 東京国税局入局<br>2002年6月 税理士資格取得<br>2016年7月 藤沢税務署長<br>2019年7月 東京国税局調査第四部長<br>2020年7月 東京国税局退官<br>2020年8月 税理士開業(現)<br>2021年4月 当社顧問税理士<br>2021年6月 当社補欠監査役<br>2021年12月 (株)ステップ 社外監査役(現)<br>2023年6月 セントラル総合開発(株) 社外取締役(現)<br>2024年4月 五十里会計事務合同会社 代表社員(現)<br>2025年6月 当社社外取締役 監査等委員就任(現)<br>2026年3月 (株)アクティオホールディングス 社外監査役(現) |
| 3 | 高松 博和   | 1981年4月 東京国税局入局<br>2017年7月 島田税務署長<br>2018年7月 東京国税局総務部考査課長<br>2019年7月 東京国税局調査第三部 調査総括課長<br>2020年7月 東京国税局調査第一部 調査総括課長<br>2021年7月 東京国税局調査第四部 次長<br>2022年7月 東京国税局調査第三部 部長<br>2023年7月 国税庁長官官房東京派遣 国税庁監察官補(再任用)<br>2024年7月 東京国税局退官<br>2024年8月 税理士開業(現)<br>2025年4月 当社顧問税理士(現)<br>2025年6月 当社補欠取締役 監査等委員(現)                       |

(注) 上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。なお、社外取締役 監査等委員 若林 市郎氏及び五十里 秀一郎氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当方法  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。なお、当社は、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使を認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

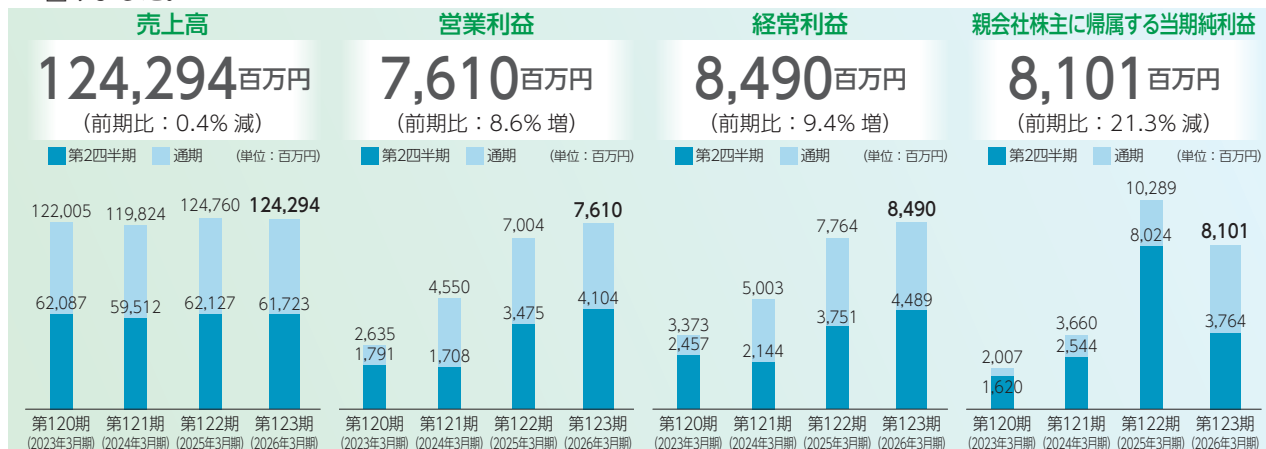
## 1 当社グループの現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の当社グループの主要な販売先動向は以下のとおりとなりました。

|            |  |
|------------|--|
| 輸送機器業界     | 国内市場では、自動車メーカー減産影響が解消されコンパウンド・着色剤が堅調に推移した一方、ウレタン樹脂は採用車種の販売不振により低迷<br>海外市場では、中国・北米向けが低調だった一方、タイ、インド、台湾の現地法人が好調に推移   |
| 情報電子業界     | 液晶ディスプレイ向け製品は、顔料が新製品の販売増加により好調に推移<br>コーティング剤は堅調に推移<br>オフィス事務機器及び商業印刷向けの顔料・着色剤は好調に推移                                |
| 包装・パッケージ業界 | グラビアインキは、インフレによる買い控えの影響を一部受けたものの、食品軟包装及び飲料ラベル用途ともに前年並みに推移<br>海外では、インドネシア現地法人が第2四半期に競争激化等により低迷も、第3四半期以降は回復に転じ、好調に推移 |
| 建材業界       | 新築住宅向けの着色剤及びコーティング剤は、住宅着工件数が減少する中、リフォーム需要が下支え  |

以上の結果、売上高は1,242億9千4百万円（前期比0.4%減）と減収になりましたが、収益性改善への取り組み等により、営業利益は76億1千万円（同8.6%増）、経常利益は84億9千万円（同9.4%増）といずれも増益を確保いたしました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、81億1百万円（同21.3%減）と減益になりました。政策保有株式の売却を計画的に進め、投資有価証券売却益28億1千2百万円を特別利益に計上したものの、前連結会計年度に旧川口製造事業所跡地等の固定資産売却益77億6千1百万円を計上していた反動により、前年実績を下回りました。



## (2) 報告セグメント及びその業績

# カラー&ファンクショナル プロダクト

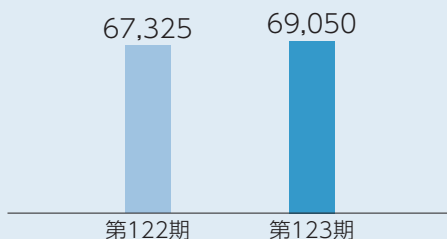
売上高構成比  
(第123期)  
55.6%

売上高

690億5千万円

(前期比 2.6%増 ▲)

(単位：百万円)

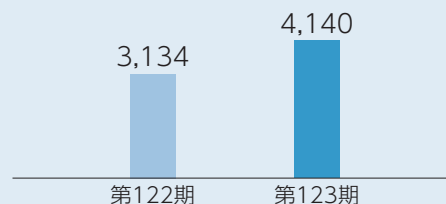


営業利益

41億4千万円

(前期比 32.1%増 ▲)

(単位：百万円)



当セグメントでは、顔料・繊維用着色剤、プラスチック用着色剤、樹脂化合物、顔料分散体、機能性材料など、顔料及び顔料の2次加工品を中心に製造・販売を行っています。

情報電子業界向けの顔料及び分散体は、液晶ディスプレイ及びオフィス事務機器用途が好調に推移しました。輸送機器業界向けの化合物・着色剤については、国内で自動車生産の回復による復調が見られたほか、海外において、中国・北米向けは低調でしたが、タイ、インド、台湾の現地法人を中心に好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は690億5千万円（前期比2.6%増）、営業利益は41億4千万円（同32.1%増）と増収増益になりました。

# ポリマー&コーティング マテリアル



売上高構成比  
(第123期)

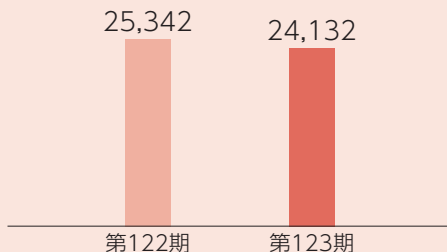
19.4%

売上高

241億3千2百万円

(前期比 4.8%減 ▼)

(単位：百万円)

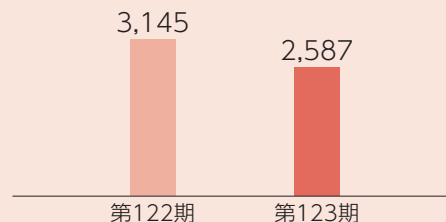


営業利益

25億8千7百万円

(前期比 17.7%減 ▼)

(単位：百万円)



当セグメントでは、ウレタン樹脂、天然物由来高分子、紫外線・電子線硬化型コーティング剤など、合成樹脂及び特殊コーティング剤を中心に製造・販売を行っています。

ウレタン樹脂は、情報・電子業界の半導体、電子機器用途及び産業資材業界の感熱記録用コーティング剤が堅調だった一方で、輸送機器業界向けは、主要採用車種の販売不振が響き、国内外とも低調となりました。

また、情報電子業界向けの液晶ディスプレイ用コーティング剤については堅調に推移したものの、セグメント全体を補うには至りませんでした。

これらの結果、当セグメントの売上高は241億3千2百万円（同4.8%減）、営業利益は25億8千7百万円（同17.7%減）と減収減益になりました。

# グラフィック&プリンティング マテリアル

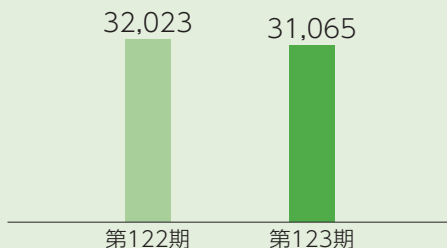
売上高構成比  
(第123期)  
25.0%

売上高

310億6千5百万円

(前期比 3.0%減 ▼)

(単位：百万円)

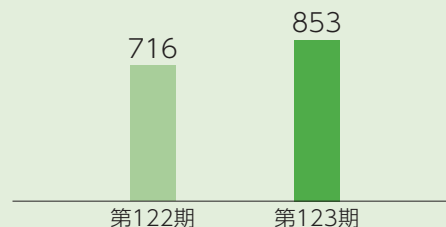


営業利益

8億5千3百万円

(前期比 19.1%増 ▲)

(単位：百万円)



当セグメントでは、各種用途に対応した幅広い種類のグラビア・フレキシインキ、オフセットインキなど、パッケージ用及び広告出版用インキを中心に開発、製造及び販売を行っています。

国内のグラビアインキは、インフレによる買い控えの影響を一部受けたものの、軟包装及び飲料ラベル向けを中心に、底堅く推移しました。

一方、オフセットインキは低調に推移しました。

海外では、インドネシア現地法人が第2四半期に競争激化等により低迷しましたが、第3四半期以降は回復に転じ、好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は310億6千5百万円（同3.0%減）と減収になりましたが、営業利益は8億5千3百万円（同19.1%増）と増益になりました。

### (3) 財産及び損益の状況

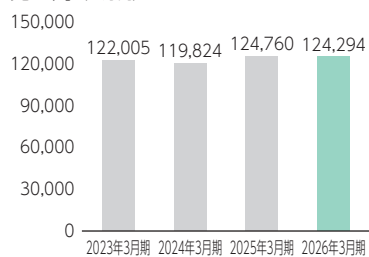
| 区分                        | 第120期<br>(2023年3月期) | 第121期<br>(2024年3月期) | 第122期<br>(2025年3月期) | 第123期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年3月期) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 122,005             | 119,824             | 124,760             | 124,294                          |
| 営業利益 (百万円)                | 2,635               | 4,550               | 7,004               | 7,610                            |
| 経常利益 (百万円)                | 3,373               | 5,003               | 7,764               | 8,490                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 2,007               | 3,660               | 10,289              | 8,101                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 27.14               | 51.99               | 149.91              | 118.32                           |
| 総資産 (百万円)                 | 192,765             | 194,852             | 196,784             | 205,444                          |
| 純資産 (百万円)                 | 114,301             | 119,166             | 130,497             | 141,210                          |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 1,515.03            | 1,701.20            | 1,864.79            | 2,030.85                         |

(注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

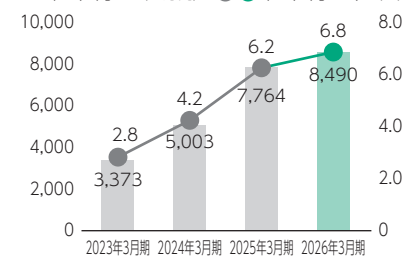
2. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 当社は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

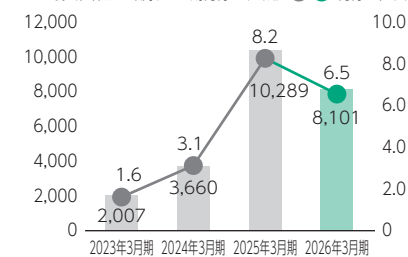
売上高 (百万円)



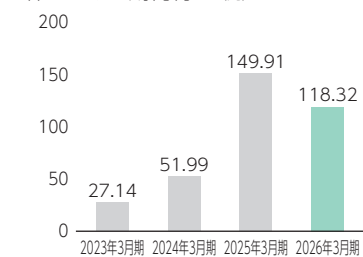
■ 経常利益 (百万円) ● 経常利益率 (%)



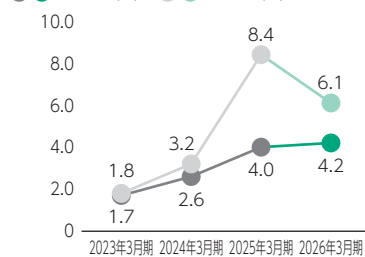
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) ● 純利益率 (%)



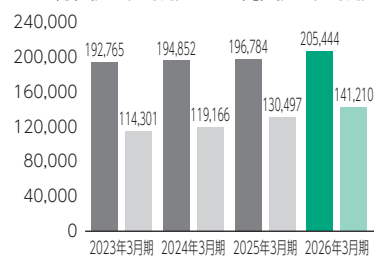
1株当たり当期純利益 (円)



● ROA (%) ● ROE (%)



■ 総資産 (百万円) ■ 純資産 (百万円)



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2024年6月に公表した2025年3月期を初年度とする3か年中期経営計画「明日への変革2027」（以下、「本中期経営計画」といいます。）において、前中期経営計画を引き継ぎ、ROE（自己資本利益率）9%、ROA（総資産経常利益率）5%とすることを長期の経営目標として、またその過程として本中期経営計画の最終年度である2027年3月期の目標として、ROE5%以上（2025年5月に4.6%から修正）、ROA4.3%を掲げております。初年度である2025年3月期は、ROE8.4%、ROA4.0%、2年目である2026年3月期は、ROE6.1%、ROA4.2%の結果となりました。

これは、2025年3月期においては、埼玉県川口市に所有していた当社旧川口製造事業所跡地の売却に伴う固定資産売却益77億6千1百万円を、2026年3月期においては、政策保有株式の売却により投資有価証券売却益28億1千2百万円をそれぞれ特別利益に計上したことが主要因です。また、コロナ禍後の原材料高騰に対して当初は価格改定に苦戦していましたが、ここ数年で回収が進んだことが、業績面で好転している要因です。

上記を踏まえ、当社グループの置かれている経営環境については、以下のとおりと認識しております。

- (1)お客様の国内外の事業展開に寄り添い、収益性、効率性をご提案するために、当社では国内外の拠点の強みを活かし、国内、海外の一方に偏することなくバランスのよい業務展開をするべきであることが重要な課題であると認識しております。
- (2)当社グループの持続的な成長のためには、ESGへの取組みがあらゆる事業活動の基本理念であり、E（環境配慮）、S（社会貢献）の実現のための研究・開発が果たす役割が、特に重要であると認識しております。このため社会全体の持続性、安全性、収益性、効率性、採算性などの側面から十分に検証の上で、「3つのコア技術」を更に深化させること、新たな技術を取り入れることに、人財と設備、資金を投入していく必要があるものと認識しております。
- (3)ステークホルダーの皆様から信頼され常に選ばれる企業であり続けるためには、上記(2)で述べたように、長期的・持続的な成長とともに、製品や事業活動を通して地球規模の環境や社会問題へ取り組む企業姿勢と、意思決定の透明性、公正性を確保できるガバナンス体制の下で、従業員一人ひとりの思いが企業風土として醸成されることが企業価値の向上においても大きな影響を与えるものと再認識した上で、全社を挙げてE（環境配慮）、S（社会貢献）、G（企業統治）の側面から能動的に活動を促進することが必要と理解しております。また、2025年6月27日に開催いたしました第122期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行しております。これは、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応える体制の構築を目指したものであります。

- (4)今後さらに、デジタル技術及びデータ分析の活用が当社グループの競争力の源泉のひとつとして重要性を増し、経営目標を達成するための重要な手段になると認識しております。当社は基幹システムを2018年10月に刷新し、さらなる活用のための周辺システムの整備も着々と進めてきておりますが、より高度化していく外部環境からの要請事項に対し、これまで以上に、適時かつ確に対応していくことが必要であると認識しております。また、データ駆動型ビジネスへ転換し、効率的で確実性の高い戦略、独創性のある製品開発を強力に推進することが不可欠であり、そのためにも有効なデータ、優秀な人財と、柔軟で素早い意思決定が重要であると認識しており、これらへの取り組みを加速させるため、2024年11月にはグループウェアの刷新を行うことで、AIを日々の業務において活用できるようにしております。社内情報の共有化や組織を超えた連携など、DXを支える基盤になることを確信しております。
- (5)当社グループの掲げる長期目標の達成には、人的資本及び知的財産への投資と活用によるイノベーションの創出が不可欠であると認識し、企業にとって財産である「人財」の育成と活気溢れる企業風土の醸成は重要な経営課題のひとつと考え、従業員のモチベーションとエンゲージメント向上を目指したHR戦略を推し進めます。また別途定める「人財育成方針」「社内環境整備方針」に沿って、企業と人財が互いに高め合っていくビジョンを共有し、持続可能な成長に向けて地道にかつ着実に、相互に磨き上げていくことにより、当社グループの成長と人財の成長との間に好循環を生み出すことができると確信しております。

これらを踏まえ、2024年6月に公表しております本中期経営計画を引き続き重点的に進めております。

#### ア、技術主導による競争優位性の確保

当社グループでは、保有する技術を、技術マネジメント手法を用いて再評価し、社会的なニーズ（ESG）への貢献を最優先課題として、オープンイノベーション、セグメント間のシナジー、知財戦略などを組み合わせ、3つのコア技術（1 有機無機合成・顔料処理技術、2 分散加工技術、3 樹脂合成技術）を深化させた技術開発に取り組んでおります。

本中期経営計画においても、これらコア技術は重要な基盤として、市場規模・収益性・成長性を評価し、新規発展分野として①IT・エレクトロニクス 機能性材料、②ライフサイエンス・パーソナルケアの2つを、継続発展分野において環境配慮型製品へのより一層のシフトをテーマとする③モビリティ、④環境配慮型パッケージングを開発の中心に据え、人財と設備と資金とを積極的に投入するを行い、技術主導による競争優位性の確保を目的とした体制の構築を進めております。その体制構築の一環として、2025年4月1日より、技術機構の組織を、保有技術ごとの縦割り体制から開発ステージごとの組織体制に刷新し、お客様と対面で開発を進めている事業機構の技術部門を一部取り込んでおります。加えて、従来から取り組んできたオープンイノベーションなどにより技術開発・製品開発力を強化することで、技術主導により事業創出できる体制を構築してきております。

これらの取り組みにより、10年後のありたい姿である「機能性マテリアル分野のエクセレントカンパニー」を目指し、製品の差別化、品質向上により社会貢献度を高め、同時に収益性の確保を図ることとしております。

本中期経営計画では、技術主導による新規開発製品の売上高を2027年3月期までに2024年3月期比26億円増加させることを目標に掲げて取り組んでおります。新規開発製品が売上に寄与するまでには一定程度の時間が必要となることから、本中期経営計画の2年目を終了した2026年3月末時点では、売上高は12億円の増加となりました。個々の開発テーマの進捗については概ね順調に進んでおります。また、採用内定案件も多数あり、引き続き目標達成に向け新規開発製品の早期売上寄与を目指してまいります。

本中期経営計画の2年目を終了した2026年3月末時点における状況は、以下のとおりと認識しております。

#### ①IT・エレクトロニクス 機能性材料

二次電池用部材、導電性部材、熱マネジメント部材、機能性ポリマー、高付加価値顔料・分散体などの製品分野において、電池部材や半導体周辺部材、精密電子機器部材、ディスプレイ用部材などで複数アイテムが実績化及び採用内定であることに加えて、多数の新規テーマを獲得することができました。引き続き複数の大学やメーカーとのオープンイノベーションにより、新たな技術シーズ創出を進めてまいります。これらと並行して完成した技術シーズを積極的に発信し、社会ニーズに対応すべく応用開発を進め、生産設備を整備し、売上高への早期寄与を図ってまいります。

#### ②ライフサイエンス・パーソナルケア

天然物由来化粧品原材料においては、アップサイクル原料を用いた菌糸パルプ分散液の開発を進め、基本処方を確認しユーザーワークを開始しました。また、甲殻アレルギーフリーのキトサン誘導体に関しては、原材料安定調達のためよりキノコ由来を中止、黒麹菌由来に変更して製品設計を行い、お客様の評価を仰いでおります。

生分解性微粒子においては、生産プロセスの見直しとともに市場ニーズの高い高機能性ビーズの開発に注力しております。

#### ③モビリティ

軽量・高強度樹脂コンパウンドにおいては、リサイクル素材の使いこなしに加え、天然物由来フィラーの微分散技術を確認しました。今後は展示会などで外部発信し、積極的に市場開拓を進めてまいります。ウレタン・アクリル・シリコンポリマーでは、海外の厳しい法規制に対応する製品設計を完了しました。海外での量産体制を整備し、拡販に繋げてまいります。加飾フィルムでは、高分子合成技術と分散加工技術を駆使し、事業機構の技術部門との融合による新たな開発を進めてまいります。

#### ④環境配慮型パッケージング

水性フレキシインキでは完全水性品の特徴を活かし、海外の市場ニーズにも対応しつつ、新たに水性フレキシラミネート用インキ剤の開発に注力しております。今後も市場ニーズを探りつつ、開発、販売の鋭意強化に努めてまいります。ガスバリアコート材・環境配慮型接着剤では、キーマテリアルのパイロットプラントの稼働を開始し、市場への本格投入に繋げていきます。また、消耗品パッケージングではないインフラ向け高耐久インキで新規採用を得ることができ、新たな展開に踏み出すことができました。

## イ、事業基盤の強化のための海外事業の拡大

当社グループの収益、成長の源泉は、国内・海外双方に存在し、GDP高伸長国での事業展開などバランスよく事業育成をしていく必要があるとの認識の基に事業を展開してまいりました。本中期経営計画では、海外事業の売上高を2027年3月期までに2024年3月期比36億円増加させることを目標に掲げて取り組んでおります。本中期経営計画の2年目を終了した2026年3月末時点では、売上高は2億円の増加（為替影響除く）となりました。東南アジアや中国における日系車、北米では欧米車の販売不振や中国の景気低迷の影響を受け、低調に推移しました。引き続き、「地産地消」の推進と海外拠点の拡充及び新規ビジネスの創出を軸に、積極的な業務の展開に注力してまいります。

本中期経営計画の2年目を終了した2026年3月末時点における状況は、以下のとおりと認識しております。

### (ア) カラー&ファンクショナル プロダクト

高機能着色剤、機能製品の拡販に注力し、ケーブル用途などでアジアを中心に実績化に繋げることができました。情報電子分野のIJ分散液では、前期から継続して顧客開拓を行った結果、北米等で新規採用を獲得しました。コンパウンドでは、電装部品用途でタイで増設したラインが順調に稼働し販売に寄与しました。しかしながら、コンパウンド全体としては、東南アジアや中国におけるOA機器向けや日系車の販売不振に加え中国の景気低迷の影響を受け、低調に推移しました。

今後も、高機能着色剤・機能製品ではアジアを中心とした拡販、情報電子分野では欧米の新規顧客開拓、コンパウンドでは高付加価値案件の獲得に引き続き注力していきます。

### (イ) ポリマー&コーティング マテリアル

北米では、車両メーカーの販売不振によりシート用表面処理剤が低調に推移しました。今後の車両メーカーの増産に備えるため、サステナビリティ貢献製品である水性表面処理剤の現地生産移管を計画通り進めると同時に、同製品の拡販に向けて注力していきます。

また、中国では、好調に推移していたスポーツアパレル向けの透湿性ウレタン樹脂が欧州の業界自主規制のため減少しました。

インドでは、接着剤事業の進展を図ることができました。今後も用途に合わせた商品開発とともに更なる拡販を進めていきます。

### (ウ) グラフィック&プリンティング マテリアル

インドネシア現地法人では、期前半において海外メーカー参入による失注がありましたが、各種合理化施策の実行や従来から続けてきたタイムリーな製品の技術改良・開発により、期後半からは商権を奪還しました。今後も伸長する市場の中で付加価値を拡大させるため、インドネシア現地法人の隣地の土地取得を行っており、能力増強投資や技術力強化などの対応策を検討しております。また、アジア向けでは環境規制対応製品の販売にも注力していきます。

## ウ、サステナブル社会の実現に向けたESG重視の経営推進

当社グループでは、サステナブルな社会の実現と中長期的な企業価値向上のため、ESG経営を本中期経営計画の戦略のひとつに掲げております。サプライチェーンパートナーとのあらたな価値の共創を目指して原材料調達段階から製品の廃棄に至るライフサイクル全体において、「(ア) サステナビリティ貢献製品開発・拡販」、「(イ) 気候変動への取り組み」、「(ウ) 資源循環促進」、「(エ) 生物多様性への取り組み」、「(オ) 社会貢献の一層の促進」、「(カ) コーポレート・ガバナンスへの一層の取り組み」、「(キ) 人的資本投資・人財育成」を推進しております。また、これら重要な経営課題におけるさまざまな外部環境、内部環境の変化に対して、リスクと機会に効率よく対処できるように統合型リスクマネジメント（ERM）を運用しております。

本中期経営計画では、「エ. HR戦略」と「オ. DX推進」を戦略に追加し、10年後のありたい姿である「機能性マテリアル分野のエクセレントカンパニーになる」の実現に向け、当社グループ一丸となって価値共創に邁進してまいります。

### (ア) サステナビリティ貢献製品開発・拡販

当社グループでは、環境負荷低減に貢献できる環境配慮型製品に加え、人々の暮らしを豊かにする製品を含めたサステナビリティ貢献製品の拡販により、サステナブル社会の実現を推進しております。

本中期経営計画では、サステナビリティ貢献製品の売上高を2027年3月期までに2024年3月期比30億円増加させることを目標に掲げて取り組んでおります。

本中期経営計画の2年目を終了した2026年3月末時点では、自動車の内装向けウレタン樹脂表面処理剤や建材向けコーティング剤が低調に推移しましたが、情報電子材関連が好調に推移した結果、サステナビリティ貢献製品の売上高は、2024年3月期比で19億円増となりました。

### (イ) 気候変動への取り組み

当社グループでは、気候変動は地球規模で取り組むべき喫緊の課題と捉えており、リスクと機会の両面から積極的に課題解決に取り組んでおります。日本政府が掲げる2050年カーボンニュートラルに貢献するために、事業活動に伴い発生する当社グループ全体のCO2排出量の削減について、最新の国際的な目標(\*)に沿って2020年3月期を基準年度とし、2027年3月期までに31%削減、2031年3月期までに48%削減する中長期目標を立て、継続的な省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入を進めております。

※Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) の第6次報告の1.5°Cシナリオ

本中期経営計画の2年目を終了した2026年3月末時点では、国内生産拠点を中心に、再生可能エネルギーの導入、熱利用設備の効率改善、生産工程の高効率化などのCO2排出量削減対策を実施しました。その結果、当社グループ全体のCO2排出量（Scope 1 & 2）は、2026年3月期に2020年3月期比で54%削減となり、中長期目標達成に向けて順調に推移しております（Scope 2はGHGプロトコル・マーケット基準にて算定）。また、当社製品を通じて世の中のCO2排出量（Scope 3）も削減できるようにTCFDの枠組みに沿って当社グループの気候変動に関するリスクと収益機会を管理し、企業価値向上に貢献してまいります。

#### (ウ) 資源循環促進（サーキュラーエコノミー）

当社グループでは、資源循環型社会への移行を成長の機会と捉え、プラスチック資源のライフサイクルの最適化に注力しております。特に世界的に関心の高まっているプラスチック資源の循環に関して、化石由来資源の枯渇防止と廃棄の際の環境負荷低減といった環境リスクの低減と収益機会の創出を目指し、当社グループでは、原材料のバイオマス化及び廃プラスチックの排出量抑制・リサイクル促進を進めております。

当社グループでは、使用済みプラスチックは廃棄物ではなく資源であるという考え方にに基づき、廃プラスチックのリサイクル率を前中期経営計画期間中3か年平均値から毎年1ポイント向上させることを本中期経営計画の目標に掲げて全社的に取り組んでおります。本中期経営計画の2年目を終了した2026年3月末時点では、8ポイント改善を達成しており、引き続き原材料のバイオマス化及び廃プラスチックの排出量抑制・リサイクル促進を目指し、生産工程から生じるロスを削減するための工程管理の強化と廃プラスチックの分別強化をグローバルに展開してまいります。

#### (エ) 生物多様性への取り組み

化学物質を扱う当社グループは、事業活動のみならず製品のライフサイクル全般において生態系に与えるさまざまな影響をリスクと機会の両面から把握し、生態系への負荷を最小限に抑える義務があると認識しております。2024年3月期にはこの考え方に加え、当社技術を活かして「生物多様性の保全と持続可能な利用」に貢献する価値の創出に努めることが重要であると認識し、それまでの「環境負荷低減」というマテリアリティを「生物多様性の保全」に改訂いたしました。

この課題解決に向けて、有機溶剤などの使用時に生じる大気汚染や水質汚染等の環境負荷軽減に向けた自らの管理活動と当社グループの製品使用段階で生じる環境負荷軽減に貢献する製品開発の両輪でTNFDの枠組みに沿って推進してまいります。

また、当社グループが現在加盟しているCLOMAをはじめとするイニシアティブへの参加や事業所の近隣地域コミュニティとの協働作業にも積極的に参加し、生物多様性の保全に努めてまいります。

#### (オ) 社会貢献の一層の促進

お客様とのかかわりにおいては、お客様の信頼と期待に応えられるように適切な化学物質管理（新管理システムの導入、リスクアセスメントの徹底など）、品質保証（ISO9001による全社的なQMS活動実施、内部監査実施）、ビジネスパートナーとの共存・共栄を目指したパートナーシップ構築宣言の社内展開、責任ある原材料調達（CSR調達基準によるサプライヤー調査）、サステナブルな物流業務の展開（輸送ロットアップ、在庫拠点集約など）に取り組んでおります。

また、お客様から積極的に選ばれるサプライヤーになるために、お客様からいただくサプライヤー調査には誠実に回答すると同時に自らの取り組みを反省する機会と捉え、お客様との対話の機会には積極的に参加させていただいております。

このお客様との対話を通じて、当社グループの取り組みを見直す動きが盛んになり、当社内の制度の認識が深まり、見直しにもつながっております。

従業員とのかかわりにおいては、ワークライフバランスの充実、女性、外国人、中途採用者の一層の活躍などの点から、人事制度の充実を図っております。

また、サステナブルな成長を実現させるためには従業員の心身の健康維持・増進と多様な人財が働きやすい職場環境・企業風土づくりが重要であるという考えから、2023年に健康経営宣言を行い、2026年3月も引き続き健康経営優良法人2026（大規模法人部門）に認定されております。健康経営を積極的に推進し、従業員がポテンシャルを最大限発揮することで事業活動を通じて社会に貢献してまいります。

地域社会とのかかわりにおいては、生産拠点の近隣に対する安全・安心を最優先に、防災活動に加え、生物多様性の保全の一環として近隣の生態系に一層の配慮を行い、環境負荷の低減と自然環境の保全に努めてまいります。これらの諸施策は着実に、継続的に実施することにより効果を得られるものであるため、今後も注力して対応してまいります。

#### (カ) コーポレート・ガバナンスへの一層の取り組み

単に法令遵守、ルール遵守に留まるだけでは実質的なガバナンスの向上につながらないとの認識から、コンプライアンスの徹底のために経営層からのメッセージの発信・従業員からのフィードバックを継続的に実施しております。経営層からのトップダウンと実行部門からのボトムアップを活性化させた双方向コミュニケーションを充実させ、経営戦略を社員一人ひとりが「自分ゴト」として捉えて行動できるように社内環境を整備しております。

また、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会での株主の皆様のご承認により、「監査等委員会設置会社」へ移行したことにより、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担っており、より透明性の高い経営を実現することで、国内外のステークホルダーの期待により的確に応える体制を運営しております。

加えて、2026年1月21日開催の当社取締役会において、取締役会は経営戦略の決定や監督に専念し、執行役員はその戦略を実行する役割を担うことや経営の効率性を向上し、迅速な意思決定を可能にすることを目的とした新執行役員制度の導入を決議しております。

さらには、当社が特に重要と考える業務執行分野に関して、責任と権限の範囲を一層明確にし、業務執行を確実に推進することを目的としたチーフ・オフィサー制度の導入を決議しており、これらにより、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

#### (キ) 人的資本投資・人材育成

当社グループでは、新たな価値の創出には、新たな発想が必要であり、それには“人の力”が不可欠と考えております。“人の力”を引き出し、“人を育成する”ことで、人は価値を生み出す企業の財産であるとの認識から、当社グループでは「人材」ではなく「人財」と表現しております。

本中期経営計画では、最優先に取り組む施策として、モノづくりメーカーの従業員としての“働き甲斐”、“誇り”、“仲間への貢献意欲”といったエンゲージメント向上を目指した「人事制度改革」を重点戦略のひとつに掲げ、ステークホルダーの皆様と価値共創に努めてまいります。

詳細は「エ、HR戦略」をご参照ください。

## エ、HR戦略

上記のア〜ウの戦略を推し進めるために、従業員の将来のありたい姿の実現に向けて「イノベーションが湧き上がる活力に満ちた企業風土」を醸成させていくことが不可欠であるとの認識を前提に、モノづくり企業の従業員としてのエンゲージメント向上を目指したHR戦略を推し進めてまいりました。

2026年3月期に実施したエンゲージメント調査では、本中期経営計画のエンゲージメントスコア目標値3ポイントアップに対して3.4ポイントアップとなり、本中期経営計画の2年目で目標値を超えることができました。これは、本中期経営計画の諸施策が従業員に浸透したことにより、「会社が変わっていくことに対する期待」として捉えられた結果であると考えます。その中には、2025年4月に導入した新人事制度や、2年間にわたり経営層と従業員との対話の機会を増やしてきたことなどがその要因として挙げられると考えております。

今後は新人事制度を更に発展させ、従業員の働きがいとエンゲージメントを更に高めていく段階と捉え、成長を支える研修体系の再構築により従業員のキャリアアップを支援し、「頑張って成果を出した人が報われる」仕組みを充実させることが重要と考え、人事制度を更に深化させてまいります。

## オ、DX推進

上記のア〜ウの戦略を推し進めるために、業務のデジタル化による効率化、データ蓄積・共有の基盤構築を進め、データ駆動型ビジネスへの転換を目指し、効率的で確実性の高い戦略、独創性のある製品開発を重点的に推進します。

本中期経営計画の2年目を終了した2026年3月末時点の状況としては、従業員の7割が生成AIを日常的に活用しており、生成AI浸透の元年と言える成果を上げました。

今後の施策として、マーケティング分野では、部門横断的に市場ニーズをデータベースとして蓄積し、市場ニーズと当社技術を結び付け新規案件を開拓します。技術開発分野では、使用する原材料や開発情報を横断的にデータベースとして蓄積し、これらを組み合わせ、MI（マテリアルズ・インフォマティクス）により開発期間の短縮を図ります。これらの施策を加速させるために、AIを業務プロセスそのものに組み込み、分析に利用するデータの蓄積を高速化します。生産活動においては、製造工程をリアルタイムに見える化し、生産計画と生産実績を高度に連動させることで、生産活動の効率化を促進していきます。また、必要なデータの蓄積を進め、経営における迅速かつ的確な意思決定を支える強力な基盤として活用していきます。

これらの施策を確実にするために、デジタルリテラシー向上やAI活用の研修、データ分析のOJTなども効果的に行うことにより、一層のデジタル人材の基盤強化を図ることといたします。

併せて、本中期経営計画にて掲げている中長期の経営目標を達成するために、2026年5月15日開催の当社取締役会において、成長事業や新規・育成事業などの戦略製品へ更なる設備投資や人的資源の集中的投下が必要であると判断し、全社的な事業構造改革として「事業ポートフォリオの見直し」、「国内における生産・販売及び間接業務の効率化、事業所の再編等に関する施策」を実施することを決議しております。

本事業構造改革の具体的な内容につきましては、2026年秋頃の公表を予定しております。

## (5) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は59億3千4百万円で、報告セグメント別の主な内訳は以下のとおりであります。

なお、複数の報告セグメントに係る設備投資については、適切な配賦基準によって各報告セグメントへ配分しております。

| 報告セグメント                 | 設備投資金額   | 設備投資の主な内容・目的   |
|-------------------------|----------|--|
| カラー&ファンクショナル<br>プロダクト   | 3,234百万円 | 当社東海製造事業所、東京製造事業所及び<br>DAINICHI COLOR (THAILAND), LTD.にお<br>ける設備の拡充・改修 |
| ポリマー&コーティング<br>マテリアル    | 1,341    | 浮間合成(株)及び大日精化（上海）化工有限公<br>司における設備の拡充                                   |
| グラフィック&プリンティング<br>マテリアル | 1,358    | P.T. HI-TECH INK INDONESIAにおける借地<br>権の取得                               |

## (6) 資金調達の状況

当社及び主要な国内子会社の計5社は、キャッシュマネジメントシステム（CMS）により、グループ内資金を一元管理し、現預金の水準を引き下げ、資金の効率化をしており、短期的な運転資金並びに設備投資や成長投資への資金につきましても有利子負債の活用を行う方針です。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と個別に計65億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

## (7) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行  | 3,442百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,753    |
| 株式会社千葉銀行    | 2,257    |
| 株式会社足利銀行    | 2,167    |
| みずほ信託銀行株式会社 | 1,646    |
| 株式会社みずほ銀行   | 1,393    |

(注)借入額には、シンジケートローンによる借入金3,477百万円が含まれております。

## (8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

### ①当社

|      |   |
|------|---|
| 本社   | 東京都中央区  |
| 支社   | 東日本 (東京都中央区)、中部 (愛知県名古屋市)、西日本 (大阪府大阪市)  |
| 製造拠点 | 東京製造事業所 (東京都足立区)、大阪製造事業所 (大阪府東大阪市)、<br>東海製造事業所 (静岡県磐田市)、滋賀製造所 (滋賀県甲賀市)、<br>坂東製造事業所 (茨城県坂東市) |

### ②子会社の主要な事業所

「(9) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

| 会社名                                    | 所在地  | 資本金           | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--|------|---------------|----------|---------|
| ・カラー&ファンクショナル プロダクト                    |      |               |          |         |
| ハイテックケミ株式会社                            | 千葉県  | 300百万円        | 100.0%   | 製品の製造   |
| DAINICHI COLOR (THAILAND) LTD.         | タイ   | 234百万Baht     | 93.0     | 製品の製造販売 |
| DAINICHISEIKA (HK) COLOURING CO., LTD. | 香港   | 83,000千HK \$  | 100.0    | 商品の販売   |
| 東莞大日化工廠有限公司                            | 中国   | 121,000千HK \$ | 100.0    | 製品の製造   |
| DAINICHI COLOR VIETNAM CO., LTD.       | ベトナム | 8,700千US \$   | 60.0     | 製品の製造販売 |
| DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.      | インド  | 1,493,053千INR | 100.0    | 製品の製造販売 |
| DAICOLOR ITALY S.R.L.                  | イタリア | 1,500千EUR     | 100.0    | 商品の販売   |

| 会社名                        | 所在地    | 資本金         | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------------------|--------|-------------|----------|---------|
| ・ポリマー&コーティング マテリアル         |        |             |          |         |
| 浮間合成株式会社                   | 千葉県    | 401百万円      | 100.0%   | 製品の製造   |
| 大日精化（上海）化工有限公司             | 中国     | 22,230千US\$ | 100.0    | 製品の製造販売 |
| HI-TECH COLOR, INC.        | アメリカ   | 25,115千US\$ | 100.0    | 製品の製造販売 |
| ・グラフィック&プリンティング マテリアル      |        |             |          |         |
| P.T. HI-TECH INK INDONESIA | インドネシア | 21,456百万IDR | 99.875%  | 製品の製造販売 |

(注) 1. 資本金は、子会社の決算日現在であり表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数も合わせて算出しております。

### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (10) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

### ①当社グループの従業員の状況

| 報告セグメント                 | 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------------------|--------|-------------|
| カラー&ファンクショナル<br>プロダクト   | 2,220名 | △83名        |
| ポリマー&コーティング<br>マテリアル    | 387    | △13         |
| グラフィック&プリンティング<br>マテリアル | 648    | △4          |
| その他                     | —      | —           |
| 全社（共通）                  | 259    | 20          |
| 合計                      | 3,514  | △80         |

### ②当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,379名 | △26名      | 41.0歳 | 16.7年  |

## (11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

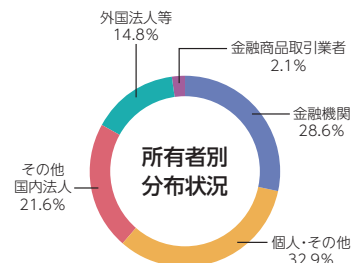
(2) 発行済株式の総数 18,113,110株

（うち自己株式 1,047,650株）

(注)当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。株式分割後の発行可能株式総数は200,000,000株、発行済株式の総数は72,452,440株となっております。

(3) 株主数 9,512名

(4) 大株主（上位10名）



| 株主名  | 持株数     | 持株比率   |
|--|---------|--------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）  | 1,992千株 | 11.67% |
| 大日精化従業員持株会   | 872     | 5.11   |
| 大樹生命保険株式会社   | 556     | 3.26   |
| 株式会社三井住友銀行   | 529     | 3.10   |
| 高橋 弘二  | 433     | 2.54   |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103<br>（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部） | 433     | 2.53   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）   | 381     | 2.23   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 360     | 2.11   |
| 日本パーカライジング株式会社   | 359     | 2.10   |
| みずほ信託銀行株式会社  | 312     | 1.82   |

(注) 1.持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（1,047,650株）を減じた株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2.持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| 対象者                         | 株式数    | 交付対象者数 |
|-----------------------------|--------|--------|
| 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） | 4,153株 | 4名     |

(注) 1.当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載しております。

2.当社は2021年6月29日開催の第118期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2025年6月27日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月25日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名に対し自己株式4,153株及び役付執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）3名に対し自己株式1,288株の処分を行っております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

| 会社における地位       | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況   |
|----------------|---------|--|
| 代表取締役社長        | 高橋 弘二   | 最高情報セキュリティ責任者<br>指名・報酬等委員会 委員  |
| 代表取締役常務        | 青葉 匡彦   | 生産機構総括<br>HR戦略機構総括<br>指名・報酬等委員会 委員   |
| 専務取締役          | 竹田 治    | 事業機構総括<br>(重要な兼職の状況)<br>フタバペイント(株) 取締役   |
| 取締役            | 青柳 太洋   | 技術機構総括   |
| 社外取締役          | 中川 義章   | 指名・報酬等委員会 委員長<br>(重要な兼職の状況)<br>社)日本アクティブドローン協会 代表理事  |
| 社外取締役          | 長濱 晶子   | 指名・報酬等委員会 委員<br>(重要な兼職の状況)<br>能美防災(株) 社外取締役 監査等委員  |
| 社外取締役          | 中野 淳文   | 指名・報酬等委員会 委員<br>(重要な兼職の状況)<br>(有)RSC 取締役、GVCアセットマネジメント(株) 社外取締役                                |
| 取締役<br>常勤監査等委員 | 村田 修一   |  |
| 社外取締役<br>監査等委員 | 若林 市廊   | (重要な兼職の状況)<br>積水化成成品工業(株) 社外取締役  |
| 社外取締役<br>監査等委員 | 五十里 秀一郎 | (重要な兼職の状況)<br>(株)ステップ 社外監査役、セントラル総合開発(株) 社外取締役、<br>五十里会計事務合同会社 代表社員、<br>(株)アクティオホールディングス 社外監査役 |

〈ご参考〉 2026年3月31日現在における役付執行役員の役位、氏名、担当は以下のとおりです。

| 役位     | 氏名    | 担当                |
|--------|-------|-------------------|
| 専務執行役員 | 駒田 達彦 | 推進機構総括<br>最高財務責任者 |
| 常務執行役員 | 谷 俊夫  | 生産機構担当            |
| 常務執行役員 | 正田 孝弘 | 事業機構担当            |

- (注) 1. 当社は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しておりません。
2. 社外取締役 中川 義章氏、長濱 晶子氏及び中野 淳文氏並びに社外取締役 監査等委員 若林 市郎氏及び五十里 秀一朗氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 社外取締役 監査等委員 五十里 秀一朗氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2025年6月27日開催の第122期定時株主総会にて、中野 淳文氏及び五十里 秀一朗氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
5. 当社は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、常勤監査役 蒲生 善郎氏、村田 修一氏及び社外監査役 山口 秀巳氏、若林 市郎氏は監査役を任期満了により退任し、このうち村田 修一氏及び若林 市郎氏が監査等委員である取締役に就任しております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、村田 修一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、各社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補されることとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社グループの取締役・監査役・執行役員及びそれらを退任したものの（持分法適用関連会社においては当社から派遣され当該法人の取締役・監査役に就いているものに限る）であり、その全ての被保険者に関する保険料を、保険会社と契約する会社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれることのないよう、保険金の支払限度額及び免責事由を設定するなどの措置を講じております。

## (4) 取締役の報酬等

### ①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、以下のように業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本としています。

#### i 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

##### a 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針の決定の方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する方針は当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項であるとの認識に基づき、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び経営の中枢を担う者の中から社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が選任した者により構成される常務会において、報酬制度の設計内容を検討の上、過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を受けたくえで、取締役会で決議しております。

##### b 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針の内容の概要

###### (a) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針とし、「役員報酬規程」の定めに従い決定しています。具体的には、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「株式報酬制度」といいます。）に基づく株式報酬の2つにより構成することとし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬のみとしています。また、これらに加えて、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して役員賞与を支給することができることにしています。

###### (b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

###### ① 基本報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、「役員報酬規程」に従い、役位及び職階に応じて算出した金額に、個人の業績考課を反映させた年額を決定し、毎月定額で支給します。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位及び職階の決定方法並びに個人の業績考課の反映方法は以下のとおりです。

#### イ 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位の決定

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位については、取締役社長が各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の見識、経歴、業績に対する貢献度等を勘案して提案し、過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たくえで、取締役会にて決定しております。

□ 職階の決定

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位における職階については、取締役社長が各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の見識、経歴、業績に対する貢献度等を勘案して提案し、過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、決定しております。

ハ 個人の業績考課の反映

取締役社長は、会社業績や個人の業績評価を基に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）ごとに役位及び職階に応じて算出した金額の10%の範囲内で基本報酬の増額、減額を決定することができることとしております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の増額または減額を決定するに当たり、取締役社長は、過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得ることとしております。

② 役員賞与

業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、上記①の報酬に加えて、取締役社長が過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を受けただうえで株主総会の決議により、役員賞与を支給できることとしています。なお、業績が計画に比して大きく上回る場合に支給することとしているため、支給時期は定めておりません。

(c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社は、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等として、株式報酬制度に基づく株式報酬を支給します。株式報酬制度の目的、概要については下記のとおりです。

イ 株式報酬制度の導入目的

当社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を交付することにより当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、当社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）と株主とのより一層の価値共有を進めることを目的とします。

□ 株式報酬制度の概要

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、原則として毎事業年度、年額50百万円以内を上限として金銭報酬債権を支給し、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その全額を現物出資として払込み、当社から、年間の上限を30,000株として普通株式の発行又は処分を受けることとします。

なお、当該普通株式の発行又は処分に際して、当社と社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間で、①社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、一定期間、割当てを受けた当社普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、及び、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等を内容とする譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社普通株式を譲渡制限付株式として交付することとします。

イ) 金銭報酬債権の具体的な支給時期と支給額、及び当該株式の交付時期

当社株価が当社の経営成績、ひいては企業価値を客観的かつ端的に示すとともに、株主と最も価値を共有しうる指標であるとの理解に基づき、取締役社長が、月額基本報酬金額（所得税等控除後の金額水準を含む。）、月額報酬金額推移及び当社株価の推移等を総合的に勘案のうえで、各社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬年額の一定割合を対象とし、過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を受けたうえで、決定しております。

ロ) 譲渡制限期間

取締役会が予め、割当株式の譲渡制限期間を交付日から30年間と定め、当該期間中、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）は当該株式を譲渡、担保の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

ハ) 地位喪失時の取扱い

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した場合、取締役会が正当と認める理由があるときを除いて、当該株式の全てを無償で返納することとしております。

二) 譲渡制限の解除等

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が譲渡制限期間中に継続して当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が終了したときに譲渡制限を解除することとしております。また、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合は、当社が定めた基準に基づいて譲渡制限を解除することとしております。

ホ) 払込金額の決定

金銭報酬債権額に対する1株あたりの払込金額は、金銭報酬債権の支給日及び支給額を決議する取締役会開催日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならない金額で当社取締役会が決議することとしております。

(d) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会の決議に基づき取締役社長がその具体的な個人別の報酬金額の決定について委任を受けるものとします。取締役社長は、「役員報酬規程」に基づき基本報酬及び賞与を決定し、当該権限が適切に行使されることとするために、過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会に原案を諮問し、その答申を得たうえで決定をします。なお、株式報酬は、過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会への諮問とその答申を踏まえ、最終的には取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

c 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する株主総会決議の内容

(a) 金銭報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬限度額は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名）であります。

(b) 譲渡制限付株式報酬

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会において、上記(a)金銭報酬の限度額の範囲内で、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定めに係る社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名であります。

d 当該事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の決定に関する事項等

当該事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬の額については、取締役会の決議に基づきその具体的内容の決定について委任を受けた取締役社長 高橋 弘二が「役員報酬規程」に基づき、一般従業員の給与及び賞与の金額並びにその構成等を十分に勘案したうえで決定しております。また、当該事業年度における譲渡制限付株式報酬付与のための金銭報酬債権の額については、取締役会の決議に基づきその具体的内容の決定について委任を受けた取締役社長 高橋 弘二が、決定した基本報酬額及び、上記口に記載された範囲内で、対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の生活給としての側面を十分に勘案したうえで決定しております。

取締役社長に当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当事業の評価を行うには取締役社長が最も適しているためです。また、取締役社長の当該権限が適切に行使されるよう、取締役社長が過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで決定をしております。

さらに、取締役会は、当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、指名・報酬等委員会における諮問・答申が十分に尊重されていること及び取締役会で決議した「役員報酬規程」に沿っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員賞与は支給しておりません。

## ii 監査等委員である取締役の報酬

### a 監査等委員である取締役の報酬に関する基本方針の内容の概要

#### (a) 基本方針

当社の監査等委員である取締役の報酬は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性及び上記 i) によって定めた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針としています。具体的には、基本報酬を支給することとし、加えて、役員賞与を支給することができることとしています。

#### (b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

##### ① 基本報酬

当社の監査等委員である取締役の基本報酬は、「役員報酬規程」に基づき監査等委員である取締役の協議により定められた金額を、毎月定額で支給します。

##### ② 役員賞与

業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、上記①の報酬に加えて、取締役社長が過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで株主総会の決議により、役員賞与を支給できることとしています。なお、業績が計画に比して大きく上回る場合に支給することとしているため、支給時期は定めておりません。

#### (c) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、監査等委員である取締役の協議により定めています。

### b 監査等委員である取締役の報酬に関する株主総会決議の内容

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る監査等委員である取締役は3名であります。

### c 当該事業年度の監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する事項

当該事業年度の監査等委員である取締役の個人別の基本報酬の額については、「役員報酬規程」に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定しました。

なお、監査等委員である取締役に対する役員賞与は支給しておりません。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分                                       | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |          |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|--|-----------------|------------------|----------|---------------|-----------------------|
|  |                 | 基本報酬             | 賞与       | 譲渡制限付<br>株式報酬 |                       |
| 取締役<br>(監査等委員である<br>取締役を除く。)<br>(うち、社外取締役) | 193<br>(22)     | 181<br>(22)      | —<br>(—) | 12<br>(—)     | 7<br>(3)              |
| 監査等委員である<br>取締役<br>(うち、社外取締役)              | 23<br>(10)      | 23<br>(10)       | —<br>(—) | —<br>(—)      | 3<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち、社外監査役)                          | 11<br>(3)       | 11<br>(3)        | —<br>(—) | —<br>(—)      | 4<br>(2)              |
| 合計<br>(うち、社外役員)                            | 229<br>(36)     | 216<br>(36)      | —<br>(—) | 12<br>(—)     | 14<br>(7)             |

(注) 1. 当社は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 上記の表には、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役4名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬限度額は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分（監査等委員である取締役を除く。）50百万円以内。ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名）であります。
4. 社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会において、上記3. 金銭報酬の限度額の範囲内で、年額50百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名であります。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る監査等委員である取締役は3名であります。
6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

## (5) 社外役員に関する事項

| 区分    | 氏名    | 重要な兼職先                                  |                         | 当該重要な兼職先との関係  |
|-------|-------|---|-------------------------|---|
|       |       | 取締役会<br>出席状況<br>(出席率)                   | 監査等委員会<br>出席状況<br>(出席率) | 当事業年度における主な発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要  |
| 社外取締役 | 中川 義章 | (社)日本アクティブドローン協会 代表理事                   |                         | (社)日本アクティブドローン協会と当社との間には特別な関係はありません。  |
|       |       | 13/13回<br>(100%)                        | —                       | 主に自衛隊幹部としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。また、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員長を務めております。      |
|       | 長濱 晶子 | 能美防災(株)<br>社外取締役 監査等委員                  |                         | 能美防災(株)と当社との間には特別な関係はありません。   |
|       |       | 12/13回<br>(92%)                         | —                       | 主に弁護士としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。また、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員を務めております。         |
|       | 中野 淳文 | (有)RSC 取締役<br>GVCアセットマネジメント(株)<br>社外取締役 |                         | (有)RSC、GVCアセットマネジメント(株)と当社との間には特別な関係はありません。   |
|       |       | 10/10回<br>(100%)                        | —                       | 主に他社における企業経営者としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。また、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員を務めております。 |

| 区分             | 氏名         | 重要な兼職先  |                         | 当該重要な兼職先との関係  |
|----------------|------------|---|-------------------------|---|
|                |            | 取締役会<br>出席状況<br>(出席率)   | 監査等委員会<br>出席状況<br>(出席率) | 当事業年度における主な発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要  |
| 社外取締役<br>監査等委員 | 若林 市郎      | 積水化成成品工業(株)<br>社外取締役  |                         | 積水化成成品工業(株)と当社との間には特別な関係はありません。   |
|                |            | 13/13回<br>(100%)  | 12/12回<br>(100%)        | 主に他社における企業経営者としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。<br>また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等積極的に意見を述べております。 |
|                | 五十里<br>秀一朗 | (株)ステップ 社外監査役<br>セントラル総合開発(株)<br>社外取締役<br>五十里会計事務合同会社<br>代表社員<br>(株)アクティオ<br>ホールディングス 社外監査役 |                         | (株)ステップ、セントラル総合開発(株)、五十里会計事務合同会社、(株)アクティオホールディングスと当社との間には特別な関係はありません。   |
|                |            | 10/10回<br>(100%)  | 12/12回<br>(100%)        | 主に税理士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。<br>また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等積極的に意見を述べております。                  |

- (注) 1. 当社は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
3. 社外取締役 中野 淳文氏及び社外取締役 監査等委員 五十里 秀一朗氏の取締役会出席状況は、就任日（2025年6月27日）以降2026年3月31日までに開催された取締役会を対象としております。
4. 監査等委員会設置会社移行前の期間において、若林 市郎氏は、当社の社外監査役に就任しており、当該期間に開催された監査役会全5回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行ってまいりました。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

保森監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支払額   |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 53百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53    |

- (注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当該金額について、当社監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人に適正な職務の遂行に支障をきたす事由がある等、会計監査人の変更の必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行を監査しました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

大日精化工業株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 村田 修一 ㊟  
社外監査等委員 若林 市郎 ㊟  
社外監査等委員 五十里 秀一朗 ㊟

(注) 1. 監査等委員 若林 市郎及び五十里 秀一朗は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 2. 当社は、2025年6月27日開催の第122期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2025年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

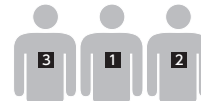
以上



#### 1 常勤監査等委員 2 社外監査等委員

むらた しゅういち  
村田 修一

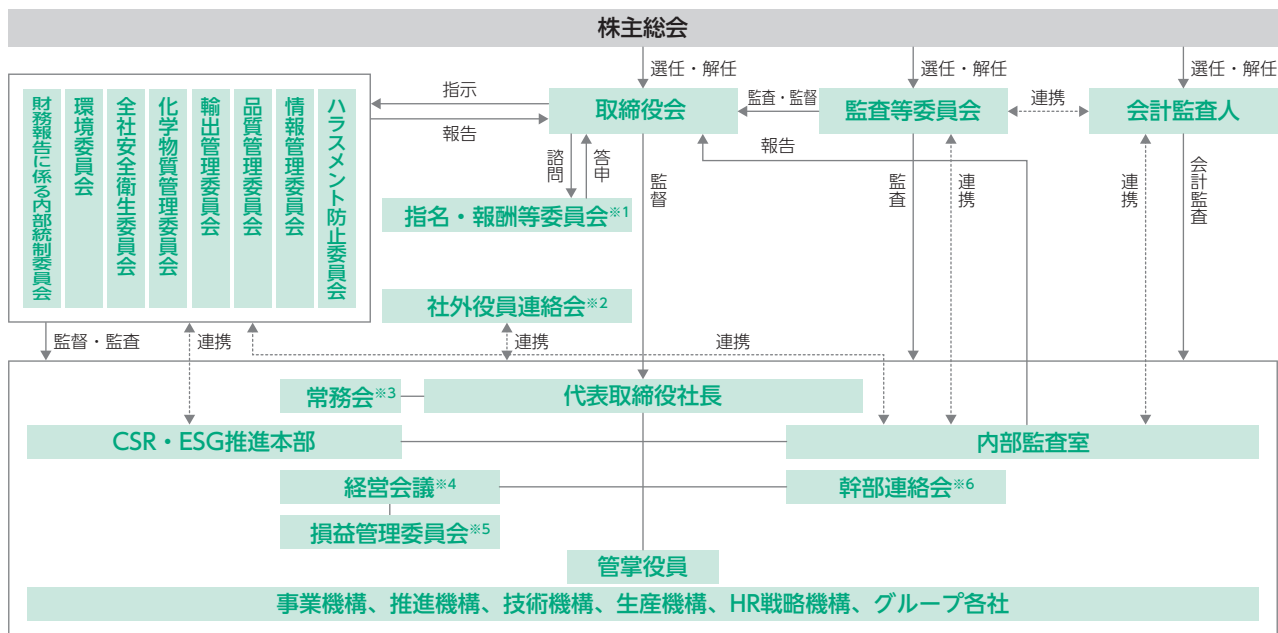
わかばやし いちろう  
若林 市郎



#### 3 社外監査等委員

いかり しゅういちろう  
五十里 秀一朗

## ご参考 コーポレート・ガバナンス体制図



### 当社グループのコーポレート・ガバナンス体制図

- ※1 指名・報酬等委員会  
過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定などをはじめとする特に重要な事項を取締役に上程するに当たっては、指名・報酬等委員会に諮問することとしております。多様性、スキルなど異なる観点等からの答申を得ることにより、意思決定の公正かつ透明性のある体制を整備しております。
- ※2 社外役員連絡会  
取締役会において有意義で活発な議論を展開できるよう、社外取締役に対し、主に取締役会にて審議される事項を中心に、当社グループの経営課題に関する情報について適切に提供し外部からの視点で意見交換する場として開催しております。
- ※3 常務会  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び役付執行役員（指名・管掌・報酬、並びに次世代の経営幹部の選任等、当社の持続的成長を支える最も重要な経営資源である人財や組織体制に係る重要事項を重点的に審議する場として、適宜開催しております。
- ※4 経営会議  
業務執行を担う経営陣により構成され、当社グループの各種戦略・将来構想をはじめとする業務執行に関わる重要事項を議論する機関として開催しております。本会議は、取締役会上程議案及び業績に関する協議に留まらず、広範な議題について経営陣が自由闊達な議論と多角的な検討を深めることにより、顕在・潜在両面の経営課題への機動的な取り組みを加速させる役割を担っております。
- ※5 損益管理委員会  
(1)設備投資及びIT投資計画の審議、(2)当事業年度における経費予算の進捗状況及び使用見込の確認、(3)当社事業部及び国内連結子会社の廃棄予定品及び在庫管理状況の確認、(4)次年度予算編成方針の決定及び立案予算の精査などの案件ごとに関係する担当取締役、各組織の長、事業部・事業所代表者、及び関係者を招集する等、機動的に審議を行っております。
- ※6 幹部連絡会  
業務を分掌・管理する各々の機構組織の統括者に対し、会社の意思決定を周知徹底するとともに、意思決定に対する各組織単位の執行方針の確認を行うほか、各組織単位から業務執行の状況の報告を受け、内部統制の適正性の検証を行っております。

# 株主総会会場 ご案内図

**日時** 2026年6月26日 (金) 午前10時  
(受付開始：午前9時)

**会場** 当社本社ビル 9階 彩鳳  
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号

**交通** ● JR総武快速線 馬喰町駅2番出口より 徒歩2分 ● 地下鉄都営浅草線 東日本橋駅B4出口より 徒歩6分  
● 地下鉄都営新宿線 馬喰横山駅A1出口より 徒歩3分 ● 地下鉄東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅2番出口より 徒歩8分

お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



※当会場では駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用のうえ、ご来場ください。

大日精化工業株式会社  
<https://www.daicolor.co.jp>

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

